

入札説明書

【総合評価落札方式】

業務名称：ケニア国「アフリカ保健システム強化パートナーシッププロジェクトフェーズ2」向け
遠隔 ICU プレハブ病棟等設置業務

調達管理番号:21a00439

- 第1 入札手続
- 第2 業務仕様書（案）
- 第3 技術提案書の作成要領
- 第4 経費に係る留意点
- 第5 契約書（案）
- 別添 様式集

注) 本案件の技術提案書及び入札書等の提出方法につきましては、「電子データ(PDF)」とさせていただきます。

なお、提出方法及び締切日時は「4. 担当部署等(2) 書類授受・提出方法及びスケジュール」をご覧ください。

2021年6月23日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1 入札手続

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。なお、緊急事態宣言終了後も引き続き新型コロナウイルスの感染防止のため、従来の書面（郵送）による手続きに代えて電子メール（以下、メールと記載）及び大容量ファイル送受信ソフト（GIGAPOD）による手続きを原則とするとともに、押印などの条件も緩和します。また、入札会は対面でない方式で行いますが、Microsoft Teams（それが困難な場合には電話も可とします。以下同様です）により入札会を中継します。

1. 公告

公告日 2021年6月23日
調達管理番号 21a00439

2. 契約担当役

本部 契約担当役 理事

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ケニア国「アフリカ保健システム強化パートナーシッププロジェクトフェーズ2」向け遠隔ICUプレハブ病棟等設置業務
(一般競争入札（総合評価落札方式）)
- (2) 業務仕様：「第2 業務仕様書（案）」のとおり
- (3) 工場出荷前検査期限（予定）：2021年11月30日
※取引条件を船積渡しとする本邦調達物品の日本国内工場における検査の期限
- (4) 引渡期限（予定）：2021年12月28日
※取引条件を船積渡しとする本邦調達物品の船積港における引渡の期限
- (5) 土木・建設工事完了時立会検査期限（予定）：2022年3月18日
※2022年2月上旬頃に本邦調達物品が病院に到着してから、設置・動作確認等を行い、完工検査を完了するまでの期限
- (6) 業務履行期間（予定）：2021年8月13日から2022年3月31日

4. 担当部署等

(1) 書類等の提出先

入札手続き窓口、各種照会等及び書類等の提出先は以下のとおりです。なお、本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります。

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部契約第三課

【電話】03-5226-6609 【FAX】03-5226-6324

【メールアドレス】e_sanka@jica.go.jp

当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン（jica.go.jp）またはメールアドレスを受信できるように設定してください。

(2) 書類授受・提出方法及びスケジュール

1) 書類授受・提出方法

メール、GIGAPODによる書類の授受方法の詳細についてはJICAウェブサイトに掲載している「説明書等の受領方法および資格確認申請書・技術提案書・入札書の電子提出方法」（以下、「電子提出方法のご案内」と記載）をご覧ください。URLは以下のとおりです。

https://www.jica.go.jp/chotatsu/buppin/ku57pq00002n96tl-att/osirase_kokunai_210514_2.pdf

2) 入札手続きのスケジュール及び方法

メールによる連絡／添付ファイル送付、GIGAPODによるファイルの授受を行う際には「別紙：入札手続・締切日時一覧」に記載したURL（電子提出方法のご案内）の内容をもとに手続きを行ってください。

3) 代表者印または社印を原則とする書類の押印が困難な場合の手続き

機密保持誓約書、競争参加資格確認申請書、下見積書、技術提案書、委任状および入札書については、全て代表者印又は社印の押印を原則とします。ただし、押印が困難な場合は、機密保持誓約書を除き各書類送付時のメール本文に、社内責任者の役職・氏名とともに、押印が困難な旨を記載し、社内責任者より（もしくは社内責任者にccを入れて）メールを送信いただくことで押印に代えることができます。

また、企業体結成届に押印が出来ない場合、各社から代表者名による共同企業体参加表明書（様式は任意、押印はなくても可としますが組織的承認を得ている旨の記載を本文に入れてください）を各社から取り付けることで押印に代えることも可とします。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（業務従事者を提供する

ことを含む。以下同じ。) となることも認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - a) 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。
 - b) 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
 - c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

- 1) 全省庁統一資格
令和01・02・03年度全省庁統一資格で「物品の製造」「物品の販売」「役務の提供等」「物品の買受け」の資格を有すること。
- 2) 日本国登記法人
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- 3) 医療プレハブおよび医療コンテナの納入実績があること。

(3) 共同企業体、再委託について

- 1) 共同企業体
共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記(1)及び(2)の競争参加資格要件を満たす必要があります。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式集参照）を作成し、競争参加資格確認申請書（各社ごとに必要です）に添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

2) 再委託

- a) 再委託は土木・建設工事について可とする。
- b) その他の業務について再委託を希望する場合は、技術提案書にその再委託予定業務内容、再委託先企業名等を記述してください。ただし、再委託の対象とする業務は、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限ります。
- c) 当機構が、再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはありません。
- d) なお、契約締結後でも、発注者から承諾を得た場合には再委託は可能です。

(4) 利益相反の排除

先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。

具体的には、「全世界感染症流行時の遠隔 ICU 支援のあり方に係る情報収集・確認調査」の業務に従事した者、または個人が該当します。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、以下の1)を提出してください。

入札に進んだ競争参加者には入札会を Microsoft Teams で中継します。競争参加資格確認申請書に記載頂く担当者メールアドレスに加えて、機構が Microsoft Teams 会議招集をするための連絡先部署、担当者氏名、メールアドレス（1アドレスに限ります）、電話番号（直通電話または携帯電話のいずれか）をメール本文に記載ください。

また、Microsoft Teams での接続が困難な場合には、上記電話番号で中継しますので、その旨記載ください。

なお、両方とも困難な場合でも、上記情報は再入札を連絡する際に必要となりますので送付くださるようお願いいたします。

提出方法及び締切日時は「別紙：入札手続・締切日時一覧」をご覧ください。

1) 提出書類：

- a) 競争参加資格確認申請書（様式集参照）
- b) 全省庁統一資格審査結果通知書（写）
令和01・02・03年度全省庁統一資格審査結果通知書（写）

(等級は問いません)

c) 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。

- ・ 共同企業体結成届
- ・ 共同企業体を構成する社(構成員)の資格確認書類(上記 a)、b))

※下見積書(「7. 下見積書」参照)は技術提案書とともにご提出頂きます。競争参加資格確認申請時の下見積のご提出は不要です。

2) 確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果はメールで通知しますので、「別紙:入札手続・締切日時一覧」をご覧ください。

6. その他関連情報

(1) 入札説明書一部資料の別途交付

入札説明書の一部資料(「配布資料1:コスト・ジェネラル病院の位置図」、「配布資料2:遠隔ICUプレハブ病棟等設置レイアウト図(設置前および設置後)」および「配布資料3:測量図面」)に関してはGIGAPODもしくはメールを通じて別途交付しますので「別紙:入札手続・締切日時一覧」をご覧ください。なお、資料交付の際に「機密保持誓約書」をPDFでメールにて提出していただきます。機密保持誓約書の様式は発注者の以下のウェブサイトからダウンロードして入手してください。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation

(2) 業務内容説明会の開催

1) 日時:2021年6月25日(金)午後3時00分

(「別紙:入札手続・締切日時一覧」をご覧ください)

2) 場所:Microsoft Teams を用いて遠隔で実施します。

3) その他:

参加希望者は1)の1営業日前の正午までに電子メールにて、社名、参加希望者の氏名、Microsoft Teams 接続用のメールアドレス(2アドレスまで)を連絡願います。なお、参加者は各社2名を上限とします。

宛先:e_sanka@jica.go.jp

件名:【参加依頼】(調達管理番号)_(法人名)_業務内容説明会

7. 下見積書

本競争への参加希望者は、技術提案書のご提出と共に、以下の要領で、下見積書の提出をお願いします。

下見積書には、商号または名称及び代表者氏名を明記し、押印してください。

(1) 様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。

- (2) 本件は、輸出申告の名義を落札者とする輸出取引であり、契約金額に消費税はかかりません。
- (3) 見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。
- (4) 提出方法及び締切日時は「別紙：入札手続・締切日時一覧」をご覧ください。

8. 入札説明書に対する質問

- (1) 業務仕様書（案）の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、「別紙：入札手続・締切日時一覧」に従い、質問書様式（別添様式集参照）に記載のうえ提出ください。
- (2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。
- (3) 上記（1）の質問に対する回答書は、「別紙：入札手続・締切日時一覧」に従い、以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。

国際協力機構ホームページ（<https://www.jica.go.jp>）

→「調達情報」

→「公告・公示情報」

（<https://www.jica.go.jp/announce/notice/index.html>）

→「主として国内対象」から該当する調達項目を選んでください。

- (4) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

9. 技術提案書および下見積書の提出

- (1) 提出期限及び提出方法：

新型コロナウイルスの感染防止のため、技術提案書（押印写付）および下見積書（押印写付）ともに、電子データでの提出を原則とします。提出方法及び締切日時は「別紙：入札手続・締切日時一覧」をご覧ください。

技術提案書（押印写付）はGIGAPODの専用フォルダにパスワードを付せずに格納してください。

- (2) 提出書類：

1) 技術提案書（押印写付）

2) 下見積書（押印写付）

- (3) 技術提案書の記載事項

1) 技術提案書の作成にあたっては、「第2 業務仕様書（案）」、「別紙：評価表（評価項目一覧表）」に記載した項目をすべて網羅してください。

2) 詳細は、「第3 技術提案書の作成要領」を参照ください。

(4) 下見積書の積算根拠

下見積書提出時には、「第4 1. (1) 経費の計上方法」に記載の通り、「別添9：下見積書の別添積算様式」を添付し、積算根拠を示してください。

(5) その他

- 1) 一旦提出（送付）された技術提案書及び下見積書は、差し替え、変更または取り消しはできません。
- 2) 開札日の前日までの間において、当機構から技術提案書に関し説明を求められた場合には、定められた期日までにそれに応じていただきます。
- 3) 技術提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。

(6) 技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

- 1) 提出期限後に提出されたとき。
- 2) 提出された技術提案書に記名、押印写がないとき。ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止のための在宅勤務等で、社印又は代表者印の押印が困難な場合は、電子データでの送付時に責任者から送付いただくか、責任者をCCに入れて送付いただき、メール本文内に責任者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。
- 3) 同一提案者から内容が異なる提案が2通以上提出されたとき。
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき（虚偽の記載をした技術提案書の提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります）
- 5) 前号に掲げるほか、本入札説明書に違反しているとき。

10. 技術提案書の審査結果の通知

- (1) 技術提案書は、当機構において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、「別紙：入札手続・締切日時一覧」に則し、結果を通知します。通知指定までに結果が通知されない場合は、上記4. 窓口にてメールでお問い合わせ下さい。
なお、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書電子データは、当機構にて責任をもって削除します。
- (2) 入札会の対象は技術提案書の審査に合格した者のみとなります。
- (3) 技術提案書の審査の結果、不合格の通知を受けた者は、機構に対して不合格となった理由について、説明を求めることができます。詳細は、「18. その他(6)」を参照ください。

11. 入札書の提出

(1) 提出期限及び提出方法：

新型コロナウイルスの感染防止のため、入札書（押印写付）は、電子データでの提出を原則とします。提出方法及び締切日時は「別紙：入札手続・締切

日時一覧」をご覧ください。

入札書（押印写付）はパスワードを付して、e_sanka@jica.go.jp宛にメールで提出してください。入札書のパスワードは入札開始時刻から10分以内となりますのでご注意ください。

12. 入札執行（入札会）の日時及び場所等

入札執行（入札会）にて、技術提案書の審査に合格した者の提出した入札書を開札します。

入札会は当機構契約事務取扱細則第14条「契約担当役は、競争入札を執行しようとする場合は、競争に参加する者（以下「入札者」という。）を立ち合わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする」を適用し、当機構のみで開催します。なお、詳細については「15. 入札執行（入札会）手順等」をご覧ください。

(1) 日時：2021年7月29日（木）午後3時00分

(2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 本部（内）会議室

※入札者にはMicrosoft Teams（それが困難な場合には電話も可とします）で中継します。

(3) 緊急連絡先：

入札開始時間になっても電話会議の連絡が来ない、途中で切れた場合には、「4. 担当部署等」に記載した番号に電話連絡ください。

(4) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合は再入札（最大で2回）を実施します。再入札は、初回入札に続けて実施しますので上記日時に再入札書をメールで送付できるよう遠隔で待機ください。

13. 入札書

(1) 第1回目の入札書（押印写付）の提出方法及び締切日時は「別紙：入札手続・締切日時一覧」をご覧ください。

(2) 第1回目の入札は、入札件名、入札金額を記入して、原則代表者による入札書としますが、再入札では、必要に応じ代理人を定めてください。

(3) 機構からの指示により再入札の入札書（押印写付）は、入札件名、入札金額を記入して、パスワード付きPDFをメールに添付して提出ください。なお、別メールによるパスワードの送付は機構から指示によってください。

1) 代表権を有する者自身による提出の場合は、その氏名及び職印（個人印についても認めます）。

2) 代理人を定める場合は、委任状を再入札書と同時に提出のうえ、法人の名

称または商号並びに代表者名及び受任者（代理人）名を記載し、代理人の印（委任状に押印したものと同一印鑑）を押印することで、有効な入札書とみなします。

3) 委任は、代表者（代表権を有する者）からの委任としてください。

4) 宛先：「4. 担当部署等（1）書類等の提出先」をご覧ください。

件名：【再入札書の提出】（調達管理番号）_（法人名）

(4) 入札金額は円単位で記入してください。記入に際しては、桁取り誤り、宛先（発注者名）の記入ミス等に十分注意して応札してください。なお、千止めではありませんので端数（1円単位）までご記入ください。

例：123,456,789円⇒123,456,789円で入札してください。

(5) 入札価格の評価は、「第2 業務仕様書（案）」に対する総価（円）（消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額）をもって行います。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。

(7) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更または取消することが出来ません。

(8) 入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

(9) 入札保証金は免除します。

13. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 入札書の提出期限後に到着した入札

(3) 委任状を提出しない代理人による入札

(4) 記名を欠く入札

(5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札

(6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 明らかに連合によると認められる入札

(8) 同一入札者による複数の入札

(9) その他入札に関する条件に違反した入札

(10) 条件が付されている入札

14. 落札者の決定方法

総合評価落札方式（加算方式）により落札者を決定します。

(1) 評価項目

評価対象とする項目は、第2.業務仕様書（案）の別紙評価表の評価項目及び入札価格です。

(2) 評価配点

評価は300点満点とし、技術評価と価格評価に区分し、配点をそれぞれ技術点200点、価格点100点とします。

(3) 評価方法

1) 技術評価

「第2 業務仕様書（案）」に基づく「別紙：評価表（評価項目一覧表）」の項目ごとに、各項目に記載された配点を上限として、以下の基準により評価（小数点以下第三位を四捨五入します）し、合計点を技術評価点とします。

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるレベルにある。	50%未満

なお、技術評価点が50%、つまり200点中100点（「基準点」という。）を下回る場合を不合格とします。不合格となった場合は、「10. 技術提案書の評価結果の通知」に記載の手続きに基づき、不合格であることが通知され、入札会には参加できません。

2) 価格評価

価格評価点については以下の評価方式により算出します。算出に当たっては、小数点以下第三位を四捨五入します。

$$\text{価格評価点} = (\text{予定価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格} \times (100 \text{点})$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を合計した値を総合評価点とします。

(4) 落札者の決定

機構が設定した予定価格を超えない入札価格を応札した者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とします。なお、落札者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

(5) 落札者と宣言された者の失格

入札会において上述の落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。

- 1) その者が提出した技術提案書に不備が発見され、上述の9. に基づき「無効」と判断された場合
- 2) その者が提出した入札書に不備が発見され、13. に基づき「無効」と判断された場合
- 3) 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合

15. 入札執行（入札会）手順等

入札会の状況は入札者に Microsoft Teams（それが困難な場合には電話も可とします）で中継します。入札経過や入札結果、再入札の有無等については中継の際に入札者と情報共有しますので入札者は必ず参加ください。¹

なお、Microsoft Teams を接続する者には、競争参加資格確認申請時のメール本文に記載されたメールアドレス宛てに機構から会議招集を入札会の前日16時（前日が休祝日の場合には1営業日前）までにメールで連絡します。

（1）入札会の手順

- 1) 機構の入札立ち会い者の確認
- 2) 入札会開始時間の5分前から、会議招集した Microsoft Teams に接続可能となりますので接続を開始してください。また、電話で中継する者に対しては機構から電話連絡します。なお、入札開始時間になっても接続できない、電話がかかってこない（もしくは途中で切れた）などの場合には、「4. 担当部署等」に記載した番号に電話連絡ください。
- 3) 入札開始時間から10分の間に提出済の入札書（要押印、以下同じ）のパスワードを送付ください（「別紙：入札手続・締切日時一覧」をご覧ください）。
- 4) 入札開始時間から5分経過した時点でパスワード送付がない入札者には Microsoft Teams もしくは電話でその旨を伝えます。なお、Microsoft Teams もしくは電話で参加しなかった入札者についても10分までの間にパスワードの送付があれば受理し入札参加を認めます。
- 5) 技術評価点の発表
入札開始時間から10分を経過した時点でパスワードの受理を締切り、入札事務担当者が、入札者の技術評価点を発表します。
- 6) 開札及び入札書の内容確認
入札事務担当者が既に提出されている入札書（パスワード付き PDF）を入札会時に入札者から提出されるパスワードを用いて開封し、入札書の記載内容を確認します。
- 7) 入札金額の発表

¹ Microsoft Teams、電話はあくまでも入札会の中継という補助手段ですので、不参加の場合でも入札書のパスワードや再入札の提出が指定時間内にあった場合には入札参加を認めます。

入札事務担当者が各応募者の入札金額を読み上げます。

8) 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が、あらかじめ開札場所に置いておいた予定価格を開封し、入札金額と照合します。

9) 落札者の発表等

入札執行者が予定価格を超えない全入札者を対象に、「14. 落札者の決定方法」に記載する方法で総合評価点を算出し、読み上げます。結果、総合評価点が一番高い者を「落札者」として宣言します。

価格点、総合評価点を算出しなくとも落札者が決定できる場合または予定価格の制限に達した価格の入札がない場合（不調）は、入札執行者が「落札」または「不調」を発表します。

10) 再度入札（再入札）

「不調」の場合には引き続き再入札を行います。Microsoft Teams もしくは電話で参加しなかった入札者に対しては、競争参加資格申請時のメール本文に記載されたメールアドレス宛に再入札の案内をします。再入札書（要押印）、委任状（入札書の記名が代表者でない場合）を指定した時間までに送付してください。なお、再入札書はパスワードを付した PDF をメールで送付頂きますが、初回と同じパスワードとしてください（パスワードが毎回自動生成される場合にはこの限りではありません）。

再入札を2回（つまり初回と合わせて合計3回）行います。再入札を行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。

(2) 再入札の辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、入札箱に投函してください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(3) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(4) 不落随意契約

入札が成立しなかった場合、随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

16. 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

(1) 落札者からは、入札金額の内訳書（社印不要）の提出を頂きます。

(2) 「第5 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結します。契約保証金は免除します。

(3) 契約条件、条文については、「第5 契約書（案）」を参照してください。なお契約書（案）の文言に質問等がある場合は、「8. 入札説明書に対する質問」の際に併せて照会してください。

(4) 契約書附属書Ⅱ「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

17. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- a) 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- b) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- c) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- d) 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

18. 契約締結後の提出書類

- (1) 受注者は、危険品及び温度管理品について、契約締結後30日以内にその有無を所定の様式により当機構に提出するものとします。
- (2) 受注者は、検疫、梱包材の燻蒸証明取り付け、その他各種許可承認等の手続きが必要な場合、受注者の責任において行ってください。仕向国での輸入手続きに原産地証明、領事査証等が必要な場合に提出を求められることがあります。
- (3) 受注者は、輸送書類を契約書に定める期限までに作成し、当機構に提出するものとします。提出が遅延したことにより発生する費用（倉庫料等）に関しては、

受注者負担とします。

- (4) 薬品を調達する場合は、受注者は、納品予定日の 7 営業日前までに、その有効期限を所定の様式により当機構に提出するものとします。
- (5) 危険品があるときは、受注者は、契約締結後 30 日以内に、安全データシートを当機構に提出するものとします。

19. 安全保障輸出管理

- (1) 受注者は、その責任において適切な輸出手続きと輸送を行うものとし、全品目について、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）、輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）、その他の輸出関連法規及び米国輸出規則（以下、まとめて「輸出規制法規」という。）による輸出規制該当品の有無を確認し、契約締結から 30 日以内にその結果を所定の様式により当機構に提出するものとします。
- (2) 受注者は、輸出規制法規による該非の判定に必要な資料（項目別対比表、パラメーターシート、米国輸出規則の輸出規制品目分類番号（ECCN）等）を、契約締結後 30 日以内に当機構に提出するものとします。
- (3) 輸出規制法規による輸出許可・承認の取り付けが必要な場合は、受注者が輸出許可・承認を申請するものとします。当機構は、当該物品の許可・承認に必要な情報のうち当機構が保有する情報を受注者に提供します。
- (4) 当該物品の許可・承認の取得が不可能であると判断される場合には、当該物品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取り止め、当該物品の契約を解除します。

20. 留意事項

- (1) 応募者は、「JICA 海外向け機材調達の手引き（高額機材）」、機材調達契約約款、契約書案、機材仕様明細書他附属書類を十分理解してから参加するものとします。
- (2) 委任状等に虚偽の記載をした場合においては、措置規程に基づき措置を行うことがあります。
- (3) 落札者が独占禁止法あるいは刑法に定める談合等不正行為を犯し、行政処分または刑が確定したときは、落札者は談合等不正行為にかかる違約金として契約金額の 100 分の 10 を当機構へ支払うものとします。また、この場合当機構は当該落札者とは契約を締結しません。もし契約締結後にかかる状況になった場合は、当機構は、契約書に基づき、同上の違約金を徴取するとともに、該当契約を解除します。
- (4) 正当な理由なくして次の各状況に該当する場合は、次回以降の入札参加をお断りする場合があります。
 - ・全品目の梱包才数、危険品及び温度管理品の有無、輸出規制法規による規制該当品の有無について所定の期日までに提出がない場合
 - ・危険品及び温度管理品の有無、輸出規制法規による規制該当品の有無、薬品の有効期限の判定に誤りがあつた場合
 - ・全品目の梱包才数にその後の確定時と比べ大きな誤差があつた場合

- ・その他関連業務が粗雑あるいは不誠実と認められる場合

2 1. その他

- (1) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の技術提案書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2) 技術提案書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。
- (3) 落札者の技術提案書等については返却いたしません。また、落札者以外の技術提案書電子データについては、機構が責任をもって削除します。なお、機構は、落札者以外の技術提案書等にて提案された計画、手法について、同提案書作成者に無断で使用いたしません。
- (4) 技術審査で不合格となり入札会へ進めなかった者の事前提出済み入札書の電子データ（PDF のパスワードがないので機構では開封できません）は機構が責任をもって削除します。
- (5) 技術提案書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に従い、適切に管理し取り扱います。
- (6) 競争参加資格がないと認められた者、技術提案書の審査の結果不合格の通知を受けた者は通知した日の翌日から起算して7営業日以内、入札会で落札に至らなかった者は入札執行日の翌日から起算して7営業日以内に、その理由や技術評価の内容について説明を求めることができますので、ご要望があれば「4. 担当部署等（1）書類等の提出先」までご連絡ください。
- (7) 辞退理由書
当機構では、競争参加資格有の確認通知を受けた後に技術提案書を提出されなかった者に対し、辞退理由書の提出をお願いしております。
辞退理由書は、当機構が公的機関として競争性の向上や業務の質の改善につなげていくために、内部資料として活用させていただくものです。つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力の程お願い申し上げます。
なお、内容につきまして、個別に照会させて戴くこともありますので、予めご了承ください。また、本辞退理由書にお答えいただくことによる不利益等は一切ありません。本辞退理由書は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。辞退理由書の様式は、様式集のとおりです。

第2 業務仕様書（案）

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」）が実施する「ケニア国「アフリカ保健システム強化パートナーシッププロジェクトフェーズ2」向け遠隔 ICU プレハブ病棟等設置業務」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

1. 業務の背景

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染が世界的に拡大・長期化する中で、途上国各国のユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向けて、感染症対策の拡充、保健医療システムの強化に迅速に取り組むことが期待されている。中でも感染の拡大が経済社会に与える影響が深刻、または今後の拡大に懸念を要する途上国に対して、重篤患者・患者の重篤化への対応を中心に「現場での患者治療の対応能力向上」は急務であり、各国医療現場での治療能力向上支援を迅速に展開する必要が生じている。

ケニア国においては、累計で感染者170,735人、死者3,172人が報告されており（2021年5月末日時点）、3月から5月初旬までナイロビを含めた五地域でロックダウンが実施されていた。本件業務のプロジェクトサイトとなるコースト・ジェネラル・教育・レファレンス病院（以下コースト・ジェネラル病院）はトップレファラル病院の一つであり、同地域での COVID-19 受け入れ拠点として、累計約610名の患者を治療してきた。ケニア保健省からも同院の ICU 医療従事者の能力強化と臨時用 ICU 病床拡充を迅速に実施する事を強く要望されている。これらの状況を鑑み、ICU における医療従事者の COVID-19 の診療・診断・治療能力強化を図ることを目的とし、遠隔医療システムに必要な資機材の整備と、これらを用いて集中医療に関する指導・助言を技術協力として実施する事となった。

尚、ケニア国においては、アフリカ保健システム強化パートナーシッププロジェクトフェーズ2（2016年11月～2022年9月）が実施されており、本件業務は、このプロジェクトの中で、追加コンポーネントとして実施する。同プロジェクトでは同国を拠点にサブサハラアフリカ全ての国の保健システム強化に従事する人材育成を行っていることから、集中治療分野においても本件業務を通じて能力強化を図ることと親和性がある。

また、これまでのところ、米国国際開発庁（USAID）から人工呼吸器14台の供与（2020年11月）や、米国とWHOからマスクが供与されているが、集中治療に関する遠隔助言といった患者治療の対応能向上に関しては、支援が確認されていない。遠隔 ICU は日本国内において実績があり、の知見を活かすこと、また ICU 機材・設備においても日本企業の経験・技術を活用することが可能である。

2. 業務の目的

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により重篤患者への集中治療が逼迫している状況を鑑み、重篤患者を治療する能力の強化を目的として、コースト・ジェネラル病院に遠隔 ICU プレハブ病棟および付帯設備・資機材を調達・輸送・設置するもの。併せて、必要な土木・建設工事および技師派遣業務を行う。

（1）プロジェクトサイト：

Coast General Teaching & Referral Hospital, Kisauni Road, Mombasa, Kenya

P. O. Box : 90231 Mombasa, Kenya

（2）機材・設備・物品の調達・輸送：

以下の機材・設備・物品を調達・輸送する（「別添3：機材仕様明細書」を参照）。

- ① 遠隔 ICU プレハブ病棟
- ② 20ft コンテナ（給水・排水コンテナ、受電・発電コンテナ、医療ガスコンテナ）
- ③ 上記病棟内に設置する医療設備（簡易陰圧装置など）
- ④ 上記病棟内に設置するその他家具（姿見鏡、下駄箱など）

（3）土木・建設工事および技師派遣業務：

上記の機材・設備・物品の設置と必要な土木・建設工事および技師派遣業務を行う（「別添4：工事条件書」を参照）。

- ① （再委託による）整地（障害物の除去等を含む）
- ② （再委託による）設置土台の建設
- ③ （再委託による）配管等付帯インフラ施設（電気・上下水道・医療ガス・ネット環境整備）の基礎工事
- ④ （技術技師による）機材・物品・品目の設置
- ⑤ （技術技師による）配管等付帯インフラ施設（電気・上下水道・医療ガス・インターネット環境）との接続
- ⑥ （技術技師による）動作確認、メンテナンス研修、引き渡し

（4）その他：

- ・ 業務内容の詳細な把握に必要となる以下三点の配布資料については、機密情報保持誓約書の提出をもって提供する。

- ① 「配布資料1：コースト・ジェネラル病院の位置図」

- ② 「配布資料 2: 遠隔 ICU プレハブ病棟等設置レイアウト図 (設置前および設置後)」
- ③ 「配布資料 3: 測量図面」
- ・ 本件契約に含まれない医療機材 (心電図など) および ICT 機 (オンライン用モニター、マイク等) については、別契約内で据付業務を行う。

3. 履行期間

2021 年 8 月 13 日～2022 年 3 月 31 日

4. 業務の内容

(1) 土木・建設工事業務

- ① 「別添 4: 工事条件書」の通り、現地工事請負業者に再委託し、コースト・ジェネラル病院と合意した設置場所の整地 (障害物の除去等を含む) を行う。
- ② 「別添 4: 工事条件書」の通り、現地工事請負業者に再委託し、コースト・ジェネラル病院と合意した設置場所に、設置土台を建設する。
- ③ 「別添 4: 工事条件書」の通り、現地工事請負業者に再委託し、配管等付帯インフラ施設 (電気・上下水道・医療ガス・インターネット環境) の基礎工事を行う。
- ④ 発注者及び受注者で、上記土木・建設工事の立会検査を行う。

(2) 機材・設備・物品の調達・輸送業務

- ① 「別添 1: 機材仕様明細書」に記載の機材・設備・物品を調達する。
- ② 機材・設備・物品を調達後、受注者指定場所において発注者および受注者で工場出荷前検査を行う。
※工場出荷前検査の対象機材・設備・物品については、契約締結後に発注者及び受注者で相談の上、決定する。
※工場出荷前検査で検査できない機材・設備・物品がある場合には、船積港にて発注者および受注者で船積前立会検査を行う。
※ケニア政府が船積前適合検査 (PVOC) の対象として設定している機材・設備・物品がある場合、ケニア政府の代理検査会社との船積前適合検査 (PVOC) を行う。
- ③ 工場出荷前検査が完了した後に、「別添 2: 梱包条件書」及び「別添 3: 輸送条件書」に基づいてコースト・ジェネラル病院への輸送を行う。

(3) 機材・設備・物品にかかる技師派遣業務

- ① 「別添 4：工事条件書」の通り、技師派遣により、(2)④でコースト・ジェネラル病院まで輸送した機材・設備・物品を設置する。
- ② 「別添 4：工事条件書」の通り、技師派遣により、設置された機材・設備・物品を、配管等付帯インフラ施設（電気・上下水道・医療ガス・インターネット環境）と接続する。
- ③ 「別添 4：工事条件書」の通り、技師派遣により、配管等付帯インフラ施設（電気・上下水道・医療ガス・ネット環境整備）と接続された機材・設備・物品の動作確認およびメンテナンス研修を行ったうえで、完工検査を実施し、引渡しを行う。

5. スケジュール

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
機材・設備・物品の調達	■				▲ 工場出荷前検査			
機材・設備・物品の輸送					■	▲ 船積	▲ 物品・機材の病院着	
土木・建設工事				■			▲ 土木・建設工事立会検査	
技師派遣							■	▲ 完工検査

6. 成果物・業務提出物等

- (1) 工場出荷前検査報告書（提出時期：2021年11月下旬）
 ※取引条件を船積渡しとする本邦調達機材・設備・物品について、日本国内工場で工場出荷前検査を完了した後、作成するもの。
 ※機材・設備・物品の図面・写真等を含む。
- (2) 輸送書類および Certificate of Conformity（提出時期：2021年12月下旬）
 ※Certificate of Conformity は、ケニア政府による船積前適合検査後に受領するもの。
- (3) 土木・建設工事完了報告書（提出時期：2022年2月中旬）
 ※整地、設置土台の建設工事、配管等付帯インフラ施設等基礎工事の土木・建設工事完了の検査後に作成するもの。

※竣工図および立会検査記録を含む。

※図面・写真等を含む。

- (4) 業務完了報告届（提出時期：2022年3月下旬）

※完工検査および引き渡しの完了後に作成するもの。

※竣工図および完工検査記録を含む業務完了報告書を別添資料として提出。

※遠隔 ICU プレハブ病棟、20ft コンテナ、配管等付帯施設（電気・上下水道・医療ガス・ネット環境整備）等全ての図面・写真等を含む。

※英文で作成。

7. 経費支払方法

- (1) 前払いを可とする。前払いの請求金額は、契約金額総額から梱包輸送費及び工事条件書に明記される業務経費を除いた金額の40%を上限とする。その場合は、前払い金額分の銀行保証を提出すること。
- (2) 工場出荷前検査報告書、輸送書類提出および Certificate of Conformity の提出を条件として、第一回部分払いを可とする。第一回部分払いの請求金額は、契約金額総額から工事条件書に明記される業務経費を除いた金額の70%を上限とする。
- (3) 土木・建設工事完了報告書の提出を条件に、土木・建設工事にかかる現地再委託費の該当経費について、第二回部分払いを可とする。部分払い請求額については、契約金額の範囲内において、証拠書類に基づいて実費精算する。
- (4) 業務完了届に基づいた検査合格通知発行後に、受注者は速やかに経費精算報告書（証憑書類の提出を含む）を発注者に提出する。
- (5) 発注者は支払請求書の受領後、30日以内に支払いを実行することとする。

別添資料

別添1：機材仕様明細書

別添2：梱包条件書

別添3：輸送条件書

別添4：工事条件書

配布資料（機密保持契約書の提出と引き換えに共有可能）

配布資料1：コースト・ジェネラル病院の位置図

配布資料2：遠隔 ICU プレハブ病棟等設置レイアウト図（設置前および設置後）

配布資料3：測量図面

総則・構成およびプレハブ仕様(1)

別添1

複数国 コロナ対策医療機材仕様書作成業務

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
0	総則1	機材の一般条件		
		1-1.中古品は認めない。		
		1-2.仕様欄において、「程度」と付記された数値は、その数値を中心値として、±10%以内の許容範囲で変動を認める。		
		1-3.電源を必要とする機材の電源仕様は、三相AC415V、単相AC240V、50Hzとする。但し、各機材の仕様欄に、電源仕様の記載がある場合にはそれに従うこと。		
		1-4.電源を必要とする機材については、仕様書に記載の有無に係わらず機材を正常に稼動させるために必要とされる資機材(電源ケーブル、変換プラグ、電圧変換器等)は、当該機材に付属して納入すること。電源ケーブルの長さは、電源ケーブルが当該機材に標準付属品あるいは特別付属品として存在している場合、及び他に特別に記載がある場合を除き、単相電源用については「1.5m」、三相電源用については「3m」とする。		
		1-5.単相電源プラグタイプは国ごとに指定する。納入機材電源プラグが指定BFタイプに出来ない場合は、変換プラグの使用を認める。		
		1-6.三相電源の機材は、別に記載がない限り、電源ケーブルの先端は切断端のまま適切な保護処理の上、納入すること。		
		1-7.各機材の(仕様)の中で、「電源:トランス対応可」または「電源のタイププラグ(トランス対応可)」と記載されている機材について、当該機材が現地電源電圧に対応できない場合、トランスの使用を認める。納品者は、当該機材が正常に動作するために必要な定格容量を満たすトランスも当該製品に付属して納品すること。また、契約内訳書作成時に個々のトランスのメーカー名、型式、型番、および仕様(入出力電圧、定格容量など)を明記すること。		
		1-8.メーカー設定の標準付属品は、仕様欄に記載がなくとも納品すること。		
		1-9.機材を設置し、同機材が正常に稼動するために必要な資機材(据え付け部材、電源ケーブル、トランスなど)は、仕様欄に記載がなくとも納品すること。		
	総則2	機材の基本的機能		
		2-1.プレハブICUは、ICUとしての機能である「重症患者を、24時間の濃密な観察のもとに、先進医療技術を駆使して集中的に治療するもの」でなければならない。そのために調達する機材、現地施工等においては、このことを十分に理解して対応すること。		
		2-2.上記に関連して、プレハブICU内病床は、感染予防等の対策上陰圧を保持する必要があるが、外部との圧差は2.5バスカル以上で、換気回数は12回以上/時間を基本とする。		
	総則3	機材の調達条件		
		3-1.プレハブICUのメーカーは、医療用プレハブの製造、納入の実績が必ずあること。		
		3-2.プレハブICUは、防虫対策を施してあること。また内装は抗菌仕様で、アルコール消毒が可能であること。		
		3-2.プレハブICUは供与対象国、及びその設置場所の環境、インフラ等に対応し設置すること。		
	総則4	機材の付帯条件		
		4-1.調達機材は、機材の検収後1年間保証とすること。		
		4-2.取扱説明書は、機材1台に対し英文3部とし、出荷時に同梱すること。		
		4-3.プレハブICUは、出荷前にメーカーにて組立し、性能試験を行うこと。また、試験結果データと共に、出荷前検査証明書を提出すること。		
		4-4.機材設置工事、技術者派遣に係わる事項は、「別添6:工事条件書」を参照のこと。		
1	目的	1. 遠隔ICU支援の実施に必要な医療機材・医療設備を装備したプレハブICUシステムの標準10床型のモデルを示す。		

総則・構成およびプレハブ仕様(2)

複数国 コロナ対策医療機材仕様書作成業務

番号	機材名 (参照機材仕様書明細書番号)	仕 様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
2	構成			
2-0	プレハブ基本仕様	軽量鉄骨造、外壁:サンドイッチパネル、屋根:ガルバリウム、 鋼板の基本構成とする。		
	ユニットハウス:	4坪タイプ		
		外寸:L6,000 x W2,400 x H 2,700(mm) 程度		
		内寸:L5,600 x W2,300 x H2,200(mm) 程度		
	外壁:	サンドイッチパネル鋼板仕上げ等、断熱材:硬質材使用		
	ユニット部屋根:	ガルバリウム鋼板嵌合式 断熱材:使用		
	オーバーラーフ:	ガルバリウム鋼板折板等		
	基礎、土間コンクリート:	有り		
	外部建具:	扉はアルミ製とし、窓枠は網戸を設置できるものであること、ペアガラス推奨		
	内装:	パーテーション:鋼板製		
		床:合板		
		天井:システム天井推奨		
	サッシ:	装備、出入口の段差解消に努めること		
	屋外付帯:	オーバーラーフは1.2m以上の軒出 建物のアプローチにはスロープを設けること		
		参考銘柄①:プレハブ	富士クオリティハウス	
		ユニット:4坪タイプ		
		外寸:L5,910 x W2,350 x H 2,700(mm) 程度		
		内寸:L5,640 x W2,240 x H2,197(mm) 程度		
		外壁:サンドイッチパネル鋼板仕上げ等t=34mm以上、断熱材:硬質ウレタン等 t=30mm以上		
		ユニット部屋根:ガルバリウム鋼板嵌合式 0.6mm ポリエチレンシート貼り t=4mm、断熱材:ポリウレタンシート等 t=18mm		

総則・構成およびプレハブ仕様(3)

複数国 コロナ対策医療機材仕様書作成業務

番号	機材名 (参照機材仕様書明細書番号)	仕 様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
		オーバーラーフ:ガルバリウム鋼板折板等 t=0.5mm 二重式		
		基礎、土間コンクリート:有り		
		外部建具:扉:アルミ製、窓枠:網戸を設置可、ペアガラス		
		内装:鋼板製パーテーション、床:合板 t=12mm x 2 下地裏面ウレタン塗装、仕上げ:長尺シート同様の品質、システム天井推奨 500*500		
		サッシ:装備、出入口の段差解消		
		参考銘柄②: ユニットハウス、プラットパック	②ノルメカエイシア	
		ユニット: 4坪タイプ		
		外寸:L6,055 x W2,435 x H2,591(mm)		
		内寸:L5,880 x W2,260 x H2,340(mm)		
		外壁:サンドイッチパネルガルバリウム鋼板、PVCオーバーライド 0.5mm、断熱在:60mmミネラルウール		
		ユニット部屋根:ガルバリウム鋼板嵌合、中央はミネラルウール、断熱材:60mmミネラルウール		
		オーバーラーフ:ガルバリウム鋼板折板等		
		基礎、土間コンクリート:有り		
		外部建具:扉:アルミ製、窓枠:網戸の設置可、ペアガラス		
		内装:鋼板製パーテーション、床ベース:ガルバリウム鋼板 床:18mm PSボード、耐水性、ホルムアルデヒドフリー、システム天井		
		サッシ:装備、出入口の段差解消		

総則・構成およびプレハブ仕様(4)

複数国 コロナ対策医療機材仕様書作成業務

番号	機材名 (参照機材仕様書明細書番号)	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
2-1	ICU病棟(10床)			1
	(11-1)(11-2)(11-3)(11-4)	1.ICUカウンターユニット、ダクトカバー(2本)	セントラルユニ エア・ウォーター防災	10
	(10)	2.医療ガス配管、接続ユニット	セントラルユニ エア・ウォーター防災	
		3.ガラス窓(各ベッド1か所)、カーテン付き 窓枠:網戸の設置可、ガラス:ペアガラス	LIXIL YKK	10
	(3-1)(3-3)(3-5)(3-6)	4.調光可天井照明、調光付きスイッチ、機器	山田医療照明 パナソニック 三菱電機	30
	(12-2)(12-4)(12-5)(12-6)	5.天井照明、調光なしスイッチ、機器据付、	山田医療照明 パナソニック 三菱電機	6
	(13-1)(13-2)(13-3)(13-4)(13-5)	6.簡易陰圧装置(陰圧ユニット)、付属キット品、現地工事作業他、抗菌 プレフィルタ、抗ウイルスHEPAフィルタ	セントラルユニ 美和機械	1
	(2-1)	7.空調機	ダイキン工業 三菱電機	10
	(14-1)(14-2)(14-3)(14-4)(14-5)	8.エジェクタ吸引器(JIS規格接続)、付属品、スペアパーツ(交換サイク ル2年)、消耗品(1年想定)	セントラルユニ エア・ウォーター防災	10
	(14-5)(14-6)	9.酸素治療フローメータ(DC型湿潤器)、消耗品(1年想定)	セントラルユニ エア・ウォーター防災	10
		参考銘柄①: ICU病棟(10床)	富士クオリティハウス	
		1.ICUカウンターユニット、ダクトカバー(2本)	セントラルユニ	10
		2.医療ガス配管、接続ユニット	セントラルユニ	
		3.ガラス窓(各ベッド1か所) カーテン付き	LIXIL	10
		4.調光可天井照明、調光付きスイッチ、機器	山田医療照明	30
		5.天井照明、調光なしスイッチ、機器据付、	山田医療照明	6
		6.簡易陰圧装置(陰圧ユニット)、付属キット品、現地工事作業他、抗菌 プレフィルタ、抗ウイルスHEPAフィルタ	セントラルユニ	1
		7.空調機	ダイキン工業	10
		8.エジェクタ吸引器(JIS規格接続)、付属品、スペアパーツ(交換サイク ル2年)、消耗品(1年想定)	セントラルユニ	10
		9.酸素治療フローメータ(DC型湿潤器)、消耗品(1年想定)	セントラルユニ	10
		参考銘柄②: ICU病棟(10床)	②ノルメカエイシア	
		1.ICUカウンターユニット、ダクトカバー(2本)	エア・ウォーター防災	10
		2.医療ガス配管、接続ユニット	エア・ウォーター防災	

総則・構成およびプレハブ仕様(5)

複数国 コロナ対策医療機材仕様書作成業務

番号	機材名 (参照機材仕様書明細書番号)	仕 様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
		3.ガラス窓(各ベッド1か所) カーテン付き	YKK	10
		4.調光可天井照明、調光付きスイッチ、機器	三菱電機	30
		5.天井照明、調光なしスイッチ、機器据付、	三菱電機	6
		6.簡易陰圧装置(陰圧ユニット)、付属キット品、現地工事作業他、抗菌プレフィルタ、抗ウイルスHEPAフィルタ	美和機械	1
		7.空調機	三菱電機	10
		8.エジェクタ吸引器(JIS規格接続)、付属品、スペアパーツ(交換サイクル2年)、消耗品(1年想定)	エア・ウォーター防災	10
		9.酸素治療フローメータ(DC型湿潤器)、消耗品(1年想定)	エア・ウォーター防災	10
2-2	機材庫			1
	(24-6)	1.機材棚	オカムラ コクヨ	2
	(12-2)(12-4)(12-5)(12-6)	2.天井照明、調光なしスイッチ、機器	山田医療照明 パナソニック 三菱電機	2
	(2-1)	3.空調機	ダイキン工業 三菱電機	1
		参考銘柄①: 機材庫	富士クオリティハウス	
		1.機材棚	オカムラ	2
		2.天井照明、調光なしスイッチ、機器	山田医療照明	2
		3.空調機	ダイキン工業	1
		参考銘柄②: 機材庫	ノルメカエイシア	
		1.機材棚	コクヨ	2
		2.天井照明、調光なしスイッチ、機器	三菱電機	2
		3.空調機	三菱電機	1

総則・構成およびプレハブ仕様(6)

複数国 コロナ対策医療機材仕様書作成業務

番号	機材名 (参照機材仕様書明細書番号)	仕 様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
2-3	スタッフステーション			1
	(23-1)	1. ICU管理カウンター	オカムラ コクヨ	1
	(23-2)	2. ICTモニター設置テーブル	オカムラ コクヨ	1
	(23-3)(23-4)	3. セントラルモニター配管・配線		1
	(15-2)(23-5)	4. 手洗いユニット RO水配管 排水管	TOTO LIXIL	1
	(23-6)	5. スタッフチェアー	オカムラ コクヨ	8
	(12-1)(12-3)(12-5)(12-6)	6. 調光可天井照明、調光付きスイッチ、機器	山田医療照明 パナソニック 三菱電機	6
	(2-1)	7. 空調機	ダイキン工業 三菱電機	2
	(10-3)	8. (警報機器)医療ガスモニター	セントラルユニ エア・ウォーター防災	1
	(1-8)	9. 防災監視設備機器一式	VIKING cp ホーチキ	1
	(23-8)	10. 電子カルテ用院内ネットワーク配管		1
	(23-9)	11. ワークテーブル	オカムラ コクヨ	1
	(24-1)	12. 点滴作業台	村中医療器 サカセ	1
	(24-2)	13. SPD棚(消耗品・医薬品棚)	オカムラ コクヨ	2
	(24-3)	14. 作業シンク	TOTO LIXIL	1
	(24-4)	15. 給湯ボイラー	TOTO LIXIL	1
	(24-5)	16. 卓上滅菌機	サクラ精機 村中医療器	1
		参考銘柄①: スタッフステーション	富士クオリティハウス	
		1.ICU管理カウンター	オカムラ	1
		2.ICTモニター設置テーブル	オカムラ	1
		3.セントラルモニター配管・配線		1
		4.手洗いユニット RO水配管 排水管	TOTO	1
		5.スタッフチェアー	オカムラ	8
		6.調光可天井照明、調光付きスイッチ、機器	山田医療照明	6

総則・構成およびプレハブ仕様(7)

複数国 コロナ対策医療機材仕様書作成業務

番号	機材名 (参照機材仕様書明細書番号)	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
		7.空調機	三菱電機	2
		8.(警報機器)医療ガスモニター	セントラルユニ	1
		9.防災監視設備機器一式	VIKING cp	1
		10.電子カルテ用院内ネットワーク配管		1
		11.ワークテーブル	オカムラ	1
		12.点滴作業台	村中医療器	1
		13.SPД棚(消耗品・医薬品棚)	オカムラ	2
		14.作業シンク	TOTO	1
		15.給湯ボイラー	TOTO	1
		16.卓上滅菌機	サクラ精機	1
		参考銘柄②: スタッフステーション	ノルメカエイシア	
		1.ICU管理カウンター	コクヨ	1
		2.ICTモニター設置テーブル	コクヨ	1
		3.セントラルモニター配管・配線		1
		4.手洗いユニット RO水配管 排水管	LIXIL	1
		5.スタッフチェアー	コクヨ	8
		6.調光天井照明、調光付きスイッチ、機器	三菱電機	6
		7.空調機	三菱電機	2
		8.(警報機器)医療ガスモニター	エア・ウォーター防災	1
		9.防災監視設備機器一式	ホーチキ	1
		10. 電子カルテ用院内ネットワーク配管		1
		11. ワークテーブル	コクヨ	1
		12. 点滴作業台	サカセ	1
		13. SPD棚(消耗品・医薬品棚)	コクヨ	2

総則・構成およびプレハブ仕様(8)

複数国 コロナ対策医療機材仕様書作成業務

番号	機材名 (参照機材仕様書明細書番号)	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
		14. 作業シンク	LIXIL	1
		15. 給湯ボイラー	LIXIL	1
		16. 卓上滅菌機	村中医療器	1
2-4	スタッフ通路			1
	(28-1)	1. 機材棚	オカムラ コクヨ	2
	(12-2)(12-4)(12-5)(12-6)	2. 天井照明、調光なしスイッチ、機器	山田医療照明 パナソニック 三菱電機	3
	(2-1)	3. 空調機	ダイキン工業 三菱電機	1
		参考銘柄①: スタッフ通路	富士クオリティハウス	
		1. 機材棚	オカムラ	2
		2. 天井照明、調光なしスイッチ、機器	山田医療照明	3
		3. 空調機	ダイキン工業	1
		参考銘柄②: スタッフ通路	ノルメカエイシア	
		1. 機材棚	コクヨ	2
		2. 天井照明、調光なしスイッチ、機器	三菱電機	3
		3. 空調機	三菱電機	1
2-5	スタッフWC			
	(25-5)	1. トイレユニット	TOTO LIXIL	2
	(15-2)(25-6)	2. 手洗いユニット RO水配管、排水管	TOTO LIXIL	2
	(12-2)(12-4)(12-5)(12-6)	3. 天井照明、調光なしスイッチ、機器	山田医療照明 パナソニック 三菱電機	2

総則・構成およびプレハブ仕様(9)

複数国 コロナ対策医療機材仕様書作成業務

番号	機材名 (参照機材仕様書明細書番号)	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
		参考銘柄①: スタッフWC	富士クオリティハウス	
		1. トイレユニット	TOTO	2
		2. 手洗いユニット RO水配管、排水管	TOTO	2
		3. 天井照明、調光なしスイッチ、機器	山田医療照明	2
		参考銘柄②: スタッフWC	ノルメカエイシア	
		1. トイレユニット	LIXIL	2
		2. 手洗いユニット RO水配管、排水管	LIXIL	2
		3. 天井照明、調光なしスイッチ、機器	三菱電機	2
2-6	汚物処理			1
	(25-1)	1. 汚物排水流し	TOTO LIXIL	1
	(25-2)	2. ベットパンウォッシャー	パラマウントベッド アトム	1
	(25-3)	3. 作業シンク	TOTO LIXIL	1
	(25-4)	4. 給湯ボイラー(0.5KVA)	TOTO LIXIL	1
	(12-2)(12-4)(12-5)(12-6)	5. 天井照明、調光なしスイッチ、機器	山田医療照明 パナソニック 三菱電機	2
	(2-1)	6. 空調機	ダイキン工業 三菱電機	1
	(15-2)(25-6)	7. 手洗いユニット RO水配管、排水管	TOTO LIXIL	1
		参考銘柄①: 汚物処理	富士クオリティハウス	
		1. 汚物排水流し	TOTO	1
		2. ベットパンウォッシャー	パラマウントベッド	1
		3. 作業シンク	TOTO	1
		4. 給湯ボイラー(0.5KVA)	TOTO	1
		5. 天井照明、調光なしスイッチ、機器	山田医療照明	2

総則・構成およびプレハブ仕様(10)

複数国 コロナ対策医療機材仕様書作成業務

番号	機材名 (参照機材仕様書明細書番号)	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
		6. 空調機	ダイキン工業	1
		7. 手洗いユニット RO水配管、排水管	TOTO	1
		参考銘柄②: 汚物処理	ノルメカエイシア	
		1. 汚物排水流し	LIXIL	1
		2. ベットパンウォッシャー	アトム	1
		3. 作業シンク	LIXIL	1
		4. 給湯ボイラー(0.5KVA)	LIXIL	1
		5. 天井照明、調光なしスイッチ、機器	三菱電機	2
		6. 空調機	三菱電機	1
		7. 手洗いユニット RO水配管、排水管	LIXIL	1
2-7	着衣(PPE)			
	(26-1)	1. PPEストック棚	オカムラ コクヨ	2
	(26-2)	2. 手洗いユニット	TOTO LIXIL	2
	(26-3)	3. 姿見鏡	TOTO LIXIL	1
	(12-2)(12-4)(12-5)(12-6)	4. 天井照明、調光なしスイッチ、機器	山田医療照明 パナソニック 三菱電機	1
	(26-4)	5. 下駄箱	オカムラ コクヨ	1
	(2-1)	6. 空調機	ダイキン工業 三菱電機	1
		参考銘柄①: 着衣(PPE)	富士クオリティハウス	
		1. PPEストック棚	オカムラ	2
		2. 手洗いユニット	TOTO	2

総則・構成およびプレハブ仕様(11)

複数国 コロナ対策医療機材仕様書作成業務

番号	機材名 (参照機材仕様書明細書番号)	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
		3. 姿見鏡	TOTO	1
		4. 天井照明、調光なしスイッチ、機器	山田医療照明	1
		5. 下駄箱	オカムラ	1
		6. 空調機	ダイキン工業	1
		参考銘柄②: 着衣(PPE)	ノルメカエイシア	
		1. PPEストック棚	コクヨ	2
		2. 手洗いユニット	LIXIL	2
		3. 姿見鏡	LIXIL	1
		4. 天井照明、調光なしスイッチ、機器	三菱電機	1
		5. 下駄箱	コクヨ	1
		6. 空調機	三菱電機	1
2-8	脱衣(PPE)			1
	(27-1)	1. ランドリーカート	松吉医科器械 アズワン	1
	(12-2)(12-4)(12-5)(12-6)	2. 天井照明、調光なしスイッチ、機器	山田医療照明 パナソニック 三菱電機	1
	(27-2)	3. ロッカー	オカムラ コクヨ	1
	(27-3)	4. 下駄箱	オカムラ コクヨ	1
	(27-5)	5. 手洗いユニット	TOTO LIXIL	1
	(2-1)	6. 空調機	ダイキン工業 三菱電機	1
		参考銘柄①: 脱衣(PPE)	富士クオリティハウス	
		1. ランドリーカート	松吉医科器械	1
		2. 天井照明、調光なしスイッチ、機器	山田医療照明	1
		3. ロッカー	オカムラ	1

総則・構成およびプレハブ仕様(12)

複数国 コロナ対策医療機材仕様書作成業務

番号	機材名 (参照機材仕様書明細書番号)	仕 様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
		4. 下駄箱	オカムラ	1
		5. 手洗いユニット	TOTO	1
		6. 空調機	ダイキン工業	1
		参考銘柄②: 脱衣(PPE)	富士クオリティハウス	
		1. ランドリーカート	アズワン	1
		2. 天井照明、調光なしスイッチ、機器	三菱電機	1
		3. ロッカー	コクヨ	1
		4. 下駄箱	コクヨ	1
		5. 手洗いユニット	LIXIL	1
		6. 空調機	三菱電機	1
2-9	汚物回収			
	(27-4)	1. 分別ごみ箱	オカムラ コクヨ	3
	(12-2)(12-4)(12-5)(12-6)	2. 天井照明、調光なしスイッチ、機器	山田医療照明 パナソニック 三菱電機	1
	(2-1)	6. 空調機	ダイキン工業 三菱電機	1
		参考銘柄①: 汚物回収(PPE)	富士クオリティハウス	
		1. 分別ごみ箱	オカムラ	3
		2. 天井照明、調光なしスイッチ、機器	山田医療照明	1
		3. 空調機	ダイキン工業	1
		参考銘柄②: 汚物回収(PPE)	ノルメカエイシア	
		1. 分別ごみ箱	コクヨ	3
		2. 天井照明、調光なしスイッチ、機器	三菱電機	1
		3. 空調機	三菱電機	1

コンテナ総則および仕様(1)

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
4	総則1	機材の一般条件		
		1-1 中古品は認めない。		
		1-2.仕様欄において、「程度」と付記された数値は、その数値を中心値として、±10%以内の許容範囲で変動を認める。		
		1-3.電源を必要とする機材の電源仕様は、三相AC415V、単相AC240V、50Hzとする。但し、各機材の仕様欄に、電源仕様の記載がある場合にはそれに従うこと。		
		1-4.電源を必要とする機材については、仕様書に記載の有無に係わらず機材を正常に稼働させるために必要とされる資機材(電源ケーブル、変換プラグ、電圧変換器等)は、当該機材に付属して納入すること。電源ケーブルの長さは、電源ケーブルが当該機材に標準付属品あるいは特別付属品として存在している場合、及び他に特別に記載がある場合を除き、単相電源用については「1.5m」、三相電源用については「3m」とする。		
		1-5.単相電源プラグタイプは国ごとに指定する。納入機材電源プラグが指定BFタイプに出来ない場合は、変換プラグの使用を認める。		
		1-6.三相電源の機材は、別に記載がない限り、電源ケーブルの先端は切断端のまま適切な保護処理の上、納入すること。		
		1-7.各機材の(仕様)の中で、「電源:トランス対応可」または「電源のタイププラグ(トランス対応可)」と記載されている機材について、当該機材が現地電源電圧に対応できない場合、トランスの使用を認める。納品者は、当該機材が正常に動作するために必要な定格容量を満たすトランスも当該製品に付属して納品すること。また、契約内訳書作成時に個々のトランスのメーカー名、型式、型番、および仕様(入出力電圧、定格容量など)を明記すること。		
		1-8.メーカー設定の標準付属品は、仕様欄に記載がなくとも納品すること。		
		1-9.機材を設置し、同機材が正常に稼働するために必要な資機材(据え付け部材、電源ケーブル、トランスなど)は、仕様欄に記載がなくとも納品すること。		
	総則2	機材の基本的機能		
		2-1.コンテナは医療(設備)用として使用されるものであり、今回は特にプレハブICU機能の中の医療ガス供給、受水タンク、受・発電のためのものである。従って、安易な不具合等が起こらないように調達する機材、現地施工等においては、このことを十分に理解して対応すること。		
		2-2.上記に関連して、コンテナ内の温度は15 - 28℃、湿度は40 - 60%程度に保つこと。		
	総則3	機材の調達条件		
		3-1.コンテナのメーカーは、医療(設備)用コンテナの製造、販売等の実績があること。		
		3-2.コンテナは品質、安全性の観点より、CSC(The International Convention for Safe Containers、安全なコンテナに関する国際条約)プレートを取得していること。		
		3-3.コンテナは、コンテナ船で海上輸送できる仕様であること。		
		3-4.コンテナは、防虫対策が施してあること。また内装は抗菌仕様でアルコール消毒が可能であること。		
		3-5.コンテナは、供与対象国及びその設置場所の環境、インフラ等に対応し、設置すること。		
	総則4	機材の付帯条件		
		4-1.調達機材は、機材の検収後1年間保証とすること。		
		4-2.取扱説明書は、機材1台に対し英文3部とし、出荷時に同梱すること。		
		4-3.機材設置工事、技術者派遣に係わる事項は、「別添6:工事条件書」を参照。		
5	目的			
		1. 遠隔ICU支援の実施に必要な医療機材・医療設備を装備したプレハブICUシステムの標準10床型に必要なコンテナ機械室を示す。		

コンテナ総則および仕様(2)

番号	機 材 名 (参照機材仕様書明細書番号)	仕 様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
6	構成			
6-0	20ftコンテナ基本仕様			
	ハイキューブ ドライスチールコンテナ (ISO規格):	外寸: L6,058 × W2,438 × H2,897(mm)		
		内寸: L5,900 × W2,350 × H2,701(mm)		
		内装断熱処理(天井・壁面)あり		
		参考銘柄①: ハイキューブ ドライスチールコンテナ(ISO規格)	サンセイ (富士クオリティハウス)	
		外寸: L6,058 × W2,438 × H2,897(mm)		
		内寸: L5,900 × W2,350 × H2,701(mm)		
		内装断熱処理(天井・壁面):耐火断熱パネル仕様 (ロックウール/グラスウール耐火仕様)		
		参考銘柄②: ハイキューブ ドライスチールコンテナ(ISO規格)	ピースノート (ノルメカエイシア)	
		外寸: L6,058 × W2,438 × H2,897(mm)		
		内寸: L5,900 × W2,350 × H2,701(mm)		
		内装断熱処理(天井・壁面)あり		
6-1	医療ガスコンテナ			1
	パッケージ型空気供給室			
	(10-2)	1. パッケージ型空気供給装置、制御盤(3相380v)	セントラルユニ エア・ウォーター防災	1
	(10-4)(10-5)(10-6)(10-7)(10-8)	2. 圧縮空気配管一式、機器据付工事、配管材料(カラー被覆銅管)配管材料(被覆無銅管)、施工部材	セントラルユニ エア・ウォーター防災	1
	(12-2)(12-4)	3. 天井照明調光なしスイッチ	山田医療照明 三菱電機	2
	(22-1)	4. 換気扇	三菱電機 パナソニック	1
	(2-1)	5. 空調機	ダイキン工業 三菱電機	1

コンテナ総則および仕様(3)

番 号	機 材 名 (参照機材仕様書明細書番号)	仕 様	参考銘柄 (メーカー名等)	数 量
	酸素マニフォールド室			
	(10-1)(10-5)(10-7)(10-8)	1. 酸素供給部(マニフォールド)酸素配管一式	セントラルユニ エア・ウォーター防災	1
	(12-2)(12-4)	2. 天井照明調光なしスイッチ	山田医療照明 三菱電機	3
	(21-1)	3. 換気扇	三菱電機 パナソニック	1
	(2-1)	4. 空調機	ダイキン工業 三菱電機	1
		参考銘柄①：医療ガスコンテナ	サンセイ (富士クオリティハウス)	
		パッケージ型空気供給室		
		1. パッケージ型空気供給装置、制御盤(3相380v)	セントラルユニ	1
		2. 圧縮空気配管一式、機器据付工事、配管材料(カラー被覆銅管)配管材料(被覆無銅管)、施工部材	セントラルユニ	1
		3. 天井照明調光なしスイッチ	山田医療照明	2
		4. 換気扇	三菱電機	1
		5. 空調機	ダイキン工業	1
		酸素マニフォールド室		
		1. 酸素供給部(マニフォールド)酸素配管一式	セントラルユニ	1
		2. 天井照明調光なしスイッチ	山田医療照明	3
		3. 換気扇	三菱電機	1
		4. 空調機	ダイキン工業	1
		参考銘柄②：医療ガスコンテナ	ピースノート (ノルメカエイシア)	
		パッケージ型空気供給室		
		1. パッケージ型空気供給装置、制御盤(3相380v)	エア・ウォーター防災	1
		2. 圧縮空気配管一式、機器据付工事、配管材料(カラー被覆銅管)配管材料(被覆無銅管)、施工部材	エア・ウォーター防災	1
		3. 天井照明調光なしスイッチ	三菱電機	2
		4. 換気扇	パナソニック	1

コンテナ総則および仕様(4)

番 号	機 材 名 (参照機材仕様書明細書番号)	仕 様	参考銘柄 (メーカー名等)	数 量
		5. 空調機	三菱電機	1
		酸素マニフォールド室		
		1. 酸素供給部(マニフォールド)酸素配管一式	エア・ウォーター防災	1
		2. 天井照明調光なしスイッチ	三菱電機	3
		3. 換気扇	パナソニック	1
		4. 空調機	三菱電機	1
6-2	受水コンテナ	(直接給水ができない場合に設置)		1
		受水槽:自動給水装置FRP受水槽・加圧ポンプ付き, W2000・D2000・H1500mm(6tタンク)	三菱ケミカルインフラテック 岩谷テック 積水アクアシステム	1
	(15-1)(15-3)(15-4)	1. RO水処理装置	トラトレ アスメディック トップウォーターシステム	1
	(15-2)	2. RO水配管一式(入水コンテナを設けない場合)		1
	(12-2)(12-4)	3. 天井照明調光なしスイッチ	山田医療照明 三菱電機	2
		参考銘柄① : 受水コンテナ	サンセイ (富士クオリティハウス)	
		受水槽	三菱ケミカルインフラテック	1
		1. RO水処理装置	トラトレ	1
		2. RO水配管一式		1
		3. 天井照明調光なしスイッチ	山田医療照明	2
		参考銘柄② : 受水コンテナ	ピースノート (ノルメカエイシア)	
		受水槽	積水アクアシステム	1
		1. RO水処理装置	トップウォーターシステム	1
		2. RO水配管一式		1
		3. 天井照明調光なしスイッチ	三菱電機	2

コンテナ総則および仕様(5)

番 号	機 材 名 (参照機材仕様書明細書番号)	仕 様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
6-3	受電・発電コンテナ	(施設の非常用発電機の容量が無いもしくは不足している場合設置)		1
	(1-1)	1. 電力受電盤	三菱電機 日東工業	1
	(0-1)	2. 非常用発電装置	ABZ社 Cummins社 デンヨー	1
	(0-2)(0-3)	3. AVR	Mak PlusPowerSystem Schneider Electric 三菱電機	1
	(12-2)(12-4)	3. 天井照明調光なしスイッチ	山田 医療照明 三菱電機	2
		参考銘柄①： 受電・発電コンテナ	サンセイ (富士クオリティハウス)	
		1. 電力受電盤	三菱電機	1
		2. 非常用発電装置	ABZ社	1
		3. AVR及	Mak PlusPowerSystem	1
		3. 天井照明調光なしスイッチ	山田 医療照明	2
		参考銘柄②： 受水コンテナ	ピースノート (ノルメカエイシア)	
		1. 電力受電盤	日東工業	1
		2. 非常用発電装置	デンヨー	1
		3. AVR	三菱電機	1
		3. 天井照明調光なしスイッチ	三菱電機	2
7	コンテナ設置工事構成			
7-1	コンテナ設置土台工事	プレハブ・コンテナ設置土台の図面参照		
	(31-1)(31-2)	コンテナの設置土台の建設工事を行う		1
7-2	コンテナの設置	プレハブ・コンテナ設置土台の図面参照		
	(35-1)35-2)	コンテナを土台の上に設置を行う		1

プレハブ・コンテナ内の設備仕様書

明細書 番号	機 材 名 (設備・工事・機器)	仕 様		参考銘柄 (メーカー名等)	数量
0	インフラ質向上				
0-1	非常用発電機	150KVA: 415V, 3φ 4W, 50Hz	自動起動盤、燃料タンク、消音器、外部接地用ケーブル共	ABZ社 Cummins社 デンヨー 北越工業	1 式
	20Feet電源コンテナ	ディーゼル燃料タイプ			
0-2	電圧安定化装置(AVR)	AVR 150KVA 3φ415V	引込電源に電圧安定化装置を設置	Mak PlusPowerSystem Schneider Electric 三菱電機	1 式
	20Feet電源コンテナ内張温度管理仕様	入力3相4線415V150KVA・出力ダウントランス1相3線240V 75KVA	入力盤・出力盤		
0-3	医療用接地	10Ω 以下 (電源系統とは別途設置)	ICU各室、SSに供給		1 式
0-4	受水槽	上水給水圧力及び断水対策として上水受水槽を設置する。自動給水装置FRP受水槽・加圧ポンプ付き	W2000・D2000・H1500(6tタンク)	三菱ケミカルインフラ テック 岩谷テクノ セキスイアクシステム	1 式
1	電気設備				
1-1	引込開閉器盤及び各種盤	引込開閉器盤、AT、MDB、電灯コンセント盤、医療用電源盤、動力盤を設置し、各所に供給する。	各盤をメディカルエアーマシン室に設置	三菱電機 日東工業	1 式
1-2	動力用電源	パッケージ型空気供給装置、RO製造装置、ベントパ ンウォッシャー用に三相電源を供給する。	配管、配線、機器接続共		1 式
1-3	空調・換気用電源供給	空調機、換気用ファンに電源を供給する。	分電盤、配管、配線工事共		1 式
1-4	コンセント電源供給	各室コンセントに電源を供給する。	電灯コンセント盤、配管配線、コンセント共		1 式
1-5	ICUユニット電源供給	ICU用ISOTランスに電源を供給する(UPS系統)。	医療用電源盤、配管配線共		10 式
1-6	天井照明用配管	照明SWまでの配管配線、SW以降、照明器具までの 配管工事(UPS系統)	照明器具、SW以降照明器具までの配線工事は 器材工事		1 式
1-7	弱電配線用空配管	SS室から、各部屋までの弱電用空配管。	22φ電線管を2本ずつ設置する。		
	分電盤設置・配線(ICU病室)	鋼板製分電盤(蓋つき)アイソレーション盤回路 エ アコン用電源 ICU病室コンセント・照明・SW	ICU病室 主幹単2/40AELB(UPS回路) 主幹 単2/40A(ELB) 20A回路		10 式
	分電盤設置・配線(スタッフ通路設置)	鋼板製分電盤(蓋つき) エアコン 用電源 諸室コンセント・照明・SW	その他諸室 (要調整) 主幹 単2/100A(ELB) 20A×20回路		1 式
1-8	防災監視設備機器一式	煙感知機モニタリングシステム、消火器、消防設備		VIKING cp ホーチキ	1 式
1-9	各配管・配線引込C22用開口				1 式
2	空調換気				
2-1	空調設備	空冷式冷房専用空調機を設置する。 (ICU×5,ES,SS,PPE×2,WR,WD,GS,MMR, OMR,RO 室)	空調機(屋内外機)取利、冷媒配管工事、空調レ ン配管工事、屋内外機渡配線工事、冷媒封入工 事、基礎共		1 式
2-2	空調本体設置、空調設置	壁掛タイプ 室外機 壁面ブラケット固定			15 台
2-3	空調本体設置、外気処理ユニット	床置きタイプ 室外機 壁面ブラケット固定			3 台
3	空調・換気機器・ダクト				
3-1	換気設備	換気設備を設置する。 (PPE×2,GS,WD,WC,WR,SS,ES,MMR,OMR,RO 室)	給排気ファンにより換気を行い、排気側には高性能 フィルターを設置する。		15 台
4	給排水設備				
4-1	給水設備	圧送ポンプ(自動交互運転)により各所に給水する。	RO製造装置、及び手洗、流し、WCに給水する。		1 式
4-2	排水設備	ICU用排水、手洗、流し、WCの排水を行う。	排水をグラビティーでポンプピットに集め、ポンプ アップで放流。(汚水水中ポンプ×2台、制御1式)		1 式

医療設備の仕様書

明細書 番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
	(全体レイアウト)	添付参照: 別添2: 遠隔ICUプレハブ病棟等設置レイアウト図(設置前および設置後)		
10	医療ガス設備	(酸素供給部及び空気供給部コンテナ各1台) Prefabricate ICU (10beds)medical gas piping drawing を提案	セントラルユニ エア・ウォーター防災	
10-1	酸素供給部	構成品 酸素マニフォールド 全自動切換型(アナログ) スタンド 共 70m3/h 同上主管及び転倒防止架台 2列60本立 大流量圧力調整器 100m3/h メインシャットオフバルブ(架台付) O- 25φ 保守点検用アウトレット(露出型) O- 1口用 保守点検用ボールバルブ O- 13φ ベントキャップ 100φ		1 式 1 台 1 台 1 台 1 台 2 台 1 台
10-2	パッケージ型空気供給装置	構成品 スクロールコンプレッサー 3.7kw型 オイルフリー式 空冷式アフタークーラー 空気タンク 400L クリーンエアユニット 各種フィルタ、ドライヤ(3.7kW) 空気制御盤 AL型 3.7kw × 2台用 メインシャットオフバルブ(架台付) A- 30φ 保守点検用アウトレット(露出型) A- 1口用 保守点検用ボールバルブ A- 13φ 緊急用マニフォールド 100m3/h		1 式 2 台 2 台 1 基 1 台 1 台 1 台 2 台 1 台
10-3	警報機器(管理室へ設置)	供給元警報盤		1 面
10-4	同上機器据付	日本国内での取り付け		1 式
10-5	配管材料(カラー被覆銅管)	配管材料(カラー被覆銅管) O- 10φ 配管材料(カラー被覆銅管) O- 13φ 配管材料(カラー被覆銅管) O- 25φ 配管材料(カラー被覆銅管) A- 10φ 配管材料(カラー被覆銅管) A- 13φ 配管材料(カラー被覆銅管) A- 30φ		32 m 4 m 32 m 16 m 20 m 32 m
10-6	配管材料(被覆無銅管)	配管材料(カラー被覆銅管) 安- 10φ		4 m
10-7	施工部材	フレキシブルジョイント、接手類、配管支持及び吊り金物、養生管及び立下保護管、特殊銀ロー及び補助材、消耗品及び雑材料等		1 式
10-8	設置作業	配管、二時側電気配線、不活性ガス溶接、穴あけ・補修、配管塗装、配管クリーニング、配管機密及び系統検査、総合試験調整		1 式
11	ICUカウンターユニット	ICU10床分 Counter ICU wall care unit equipment drawingを提出	セントラルユニ エア・ウォーター防災	
11-1	ICUカウンターユニット	2080W x 1250H x 620D アイソパワーユニット 5kVA ダブルコンセント、アース端子内蔵 給排水ユニット SP-Aカブラ 給水:1/排水:2 医療ガスアウトレット O,A,A(e)、O,A(e)		10 式
11-2	ダクトカバー			20 本
11-3	同上機器据付	日本国内での据付		1 式
12	天井照明	ICU4床分、スタッフステーション	山田医療照明	
12-1	照明	(クリーンルーム仕様)調光式 電力:128W 設置個所 W1200 x H20 x D180(mm) - ICU: 3個 × 10室 構成:電源ユニット + 取付金具 + 照明器本体 - スタッフステーション: 6個 × 1室 照度調整範囲: 5~100%	パナソニック 三菱電機	36 個
12-2	照明	(クリーンルーム仕様)調光なし 電力:64W 設置個所 W1200 x H20 x D180(mm) - ICU: 6個 本体 - PPE(着衣): 1個 - スタッフ通路: 3個 - PPE(着衣): 1個 - 器材庫: 2個 - PPE(脱衣): 1個 - 汚物回収: 2個	山田医療照明 パナソニック 三菱電機	25 個

			- 汚物処理: 2個 - 患者搬出前室: 1個 - 圧縮空気機械室: 2個 - RO機械室: 1個 - 酸素供給室: 3個		
12-3	調光付きスイッチ		設置個所 -ICU x 10 -スタッフステーション x 1、		11 個
12-4	調光なしスイッチ		設置個所 (3-2参照) -ICU、器材庫、PPE(着衣)、汚物処理、 PPE(脱衣) -ゴミ置き場、圧縮空気機械室、RO機械 室、酸素供給室		12 個
12-5	同上機器据付	日本国内での据付			1 式
13	簡易陰圧装置(1床分)			セントラルユニ 美和医療電機	
13-1	簡易陰圧装置	風 量	6~15 m3/min		1 式
		騒 音	約45~50 dB(A)		
		外形寸法	760(W)×500(D)×1,375(H)		
		本体重量	120 kg		
		消費電力	AC 240V 0.4 kW		
		フィルター仕様	プレフィルタ(重量法73%) 抗ウイルスHEPAフィルタ(99.99%以上)		
		付属品	差圧計(HEPAフィルタ目詰まり用) アジャスター付キャスター		
13-2	付属キット品	消音フレキシブルダクト250φ(2m) 同上ダクトバンド×2個 チャッキダンパー 250φ×1個 排気フード・ブラケット 1セット 差圧計・ブラケット・ピトー管			1 式
13-3	現地工事作業他	機器搬入据付、ダクト工事(EAフレキシブルダクト250φ)、穴塞ぎ工事、差圧計取 付、試運転調整(風量・室圧測定)、資材運搬交通作業]他			1 式
13-4	抗菌プレフィルタ	交換用1年分(交換目安:1回/1か月)12回分			12 式
13-5	抗ウイルスHEPAフィルタ	交換用1年分(交換目安:1回/6か月)2回分			2 式
14	セカンドリ機器	(各ICU 1床分)		セントラルユニ エア・ウォーター防災 (ICU1床当り)	合計 (10台分)
14-1	エジェクタ吸引器(JIS規格接続)	構成品:		1	10 式
	リユース/ディスプレイブル吸引器	・エジェクタ吸引器 陰圧計付き本体×1台 ・ディスプレイブル/リユース共用ボトル×1個 ・ディスプレイブル用キャップ×1個 ・リユース用キャップ×1個 ・ディスプレイブルバッグ×1枚 ・ホースグリップ×1個 ・サクシヨンフィルターV×1個			
		付属品:			
		・吸引ホース(透明)2m×1本 ・調整器ホース(白)40cm×1本			
14-2	付属品	アウトレット用アタッチメント		1	10 個
14-3	スペアパーツ	ディスプレイブル/リユース共用ボトル ディスプレイブルキャップセット リユースキャップセット		1 1 1	10 10 10 式
14-4	消耗品(1年想定)	VICAディスプレイブルバッグ(50枚入り) サクシヨンフィルターV Plus 吸引ホースセット 白(調整器ホース) 40cm、透明(吸引ホース)2m		7 50	70 500 箱 個
14-5	DC型湿潤器	構成品 ・フローメーター(流量調整範囲:1~15L/min) ・ボトルキャップ ・ボトル		1	10 式 個
14-6	消耗品(1年想定)	ボトル部セット		1	10 個
15	RO水製造装置			TRATRE アスメディック	
15-1	製造装置本体	外形寸法	1900W×900D×1900H		1 台
		造 水 量	330L/H(水温20℃)		
		貯 水 量	300L		
		給 水 口	25A		
		排 水 口	40A		
		送 水 口	25A		
		電気容量	3相3線 415V 30A 50Hz		
		原水条件	水道水 原水圧力 0.3MPa 原水水温 市水常温 給水量 1000L/H(排水量670L/H)		

15-2	RO水配管	RO装置から各機器への配管(PVC20)	<ul style="list-style-type: none"> •PPE (Put on) •PPE (Put off) •Waste disposal •Staff station 	25 m
		配管バルブ止め(20A)		4 箇所
15-3	消耗品(1年想定)			1 式

その他家具の仕様

明細書 番号	機 材 名 (機材仕様書明細書番号)	仕 様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
20	ICU病棟			10
20-1	輸液・シリンジポンプ用設置ユニット		テルモ トップ	2
21	酸素供給部(マニフォールド室) コンテナ			1
21-1	換気扇	壁付け式 : 400m ³ /h、(10回換気程度)	三菱電機 パナソニック	1 1
22	吸気供給部(圧縮空気機械室/RO水)コンテナ			1
22-1	換気扇	壁付け式 : 400m ³ /h、(10回換気程度)	三菱電機 パナソニック	1 2
23	スタッフステーション			1
23-1	ICU管理カウンター	スチール製(外形寸法 W1800mm×D450mm×H750mm) (セントラルモニターテーブル、ISOトランス及び配線(5KVA)、5コンセント)	オカムラ コクヨ	3
23-2	ICTモニター設置テーブル	スチール製(外形寸法 W1800mm×D450mm×H750mm)	オカムラ コクヨ	10
23-3	セントラルモニター配管	PF22×10(コンテナ外まで)		1
23-4	セントラルモニター配線	CAT6ケーブル×10(各ICUカウンターまで、LAN構築は含まず)		1
23-5	手洗いユニット RO水配管 排水管 接続	壁掛け式 深型ボウル、自動水栓(発電タイプ)、ペーパータオルホルダ 付 参考型番 : TOTO LS850APA	TOTO LIXIL	1
23-6	スタッフチェア	背付・ハイタイプ・ゴムキャスター仕様	オカムラ コクヨ	8
23-7	ワークテーブル	スチール製(外形寸法 W1800mm×D900mm×H1000mm)	オカムラ コクヨ	1
23-8	電子カルテ用院内ネットワーク配管			1
24-1	点滴作業台	点滴ポール・フック・物品トレイ付 (外形寸法 W1800mm×D900mm×H900mm)	村中医療器 サカセ	2
24-2	SPD棚(消耗品・医薬品棚)	スチール製棚・物品トレイ付 (外形寸法 W700mm×D450mm×H1800mm)	オカムラ コクヨ	2
24-3	作業シンク	ステンレス製1槽式(外形寸法 W1200mm×D600mm×H800mm)	TOTO LIXIL	1
24-4	給湯ボイラー(0.5KVA)	流し台収納タイプ、貯湯量 12L。出湯温度60~90℃、1φ240V 3.1KW 参考型番:TOTO REKシリーズ	TOTO LIXIL	1
24-5	卓上滅菌機(2KVA)	カスト収容数φ18cm×2個程度(外形寸法 W500mm×D500mm× H400mm相当)、滅菌温度:最大135℃迄で任意設定可	サクラ精機 村中医療器	1
24-6	機材棚	スチール製棚(外形寸法 W900mm×D450mm×H1800mm)	オカムラ コクヨ	4
25	汚物処理、スタッフWC			1
25-1	汚物排水流し	床置き式床排水汚物流し サイズ500W×643D 参考型番:SKL330DNFP (TOTOのトルネード式想定)	TOTO LIXIL	1
25-2	ベットパンウォッシャー	ステンレス製(外形寸法W600mm×D610mm×H1280mm) 定格電圧:三相415Vまたは単相240V 消費電力:3.0kW ~4.5kW	パラマウントベッド アトム	1
25-3	作業シンク	ステンレス製1槽式(外形寸法 W900mm×D600mm×H800mm)	TOTO LIXIL	1
25-4	給水ボイラー	流し台収納タイプ、貯湯量 12L。出湯温度60~90℃、1φ240V 3.1KW 参考型番:TOTO REKシリーズ	TOTO LIXIL	1
25-5	トイレユニット	壁掛大便器 フラッシュバルブ式、温水便座付き、リモコン(温水便座、フ ラッシュバルブ)、棚付き2連紙巻器	TOTO LIXIL	1
25-6	手洗いユニット RO水配管、排水管 接続	壁掛け式 深型ボウル、自動水栓(発電タイプ)、ペーパータオルホルダ 付 参考型番 : TOTO LS850APA	TOTO LIXIL	1

26	着衣(PPE)・器材庫			1
26-1	PPEストック棚	スチール製棚(外形寸法 W900mm×D450mm×H1800mm)	オカムラ コクヨ	2
26-2	手洗いユニット	壁掛け式 深型ボウル、自動水栓(発電タイプ)、ペーパータオルホルダ付 参考型番 : TOTO LS850APA	TOTO LIXIL	1
26-3	姿見鏡	壁掛け姿見鏡(外形寸法W500mm×H1600mm)	オカムラ コクヨ	1
26-4	下駄箱	スチール製シューズボックス、3段・12人用 (外形寸法W1000mm×D350mm×H910mm)	オカムラ コクヨ	1
26-5	機材棚	スチール製棚(外形寸法 W900mm×D450mm×H1800mm)	オカムラ コクヨ	4
26-6	作業テーブル	スチール製(外形寸法 W900mm×D450mm×H750mm)	オカムラ コクヨ	1
26-7	作業椅子	背なし・ロータイプ	オカムラ コクヨ	2
26-8	ISOTランス及び配線	ISOTランス(3KVA)、配線5コンセント	サンコーシャ ゼネラルトランス	1
27	脱衣(PPE)/ゴミ置き場室コンテナ		オカムラ コクヨ	1
27-1	ランドリーカート	120Lタイプ(外形寸法 600mmφ×H800mm)	松吉医科器械 アズワン	2
27-2	ロッカー	スチール製ロッカー(外形寸法 W900mm×D450mm×H1800mm)	オカムラ コクヨ	2
27-3	下駄箱	スチール製シューズボックス、3段・12人用 (外形寸法W1000mm×D350mm×H910mm)	オカムラ コクヨ	1
27-4	分別ごみ箱	120Lタイプ(外形寸法 W510mm×D440mm×H600mm)	オカムラ コクヨ	3
27-5	手洗いユニット	壁掛け式 深型ボウル、自動水栓(発電タイプ)、ペーパータオルホルダ付 参考型番 : TOTO LS850APA	TOTO LIXIL	1
28	スタッフ通路			
28-1	機材棚	スチール製棚(外形寸法 W900mm×D450mm×H1800mm)	オカムラ コクヨ	2

土木・建設工事の構成

番号	機材名 (機材仕様書明細書番号)	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
		「別添2:遠隔ICUプレハブ病棟等設置レイアウト図(設置前および設置後)」、「別添6:工事条件書」、「別添7測量図面」を参照		
30	既存物の撤去工事	「別添2:遠隔ICUプレハブ病棟等設置レイアウト図(設置前および設置後)」、「別添6:工事条件書」、「別添7測量図面」を参照		
30-1	障害のある既存物撤去	プレハブICU設置に障害のある既存物全ての撤去する		1
30-2	障害になる樹木の撤去	プレハブ・コンテナ設置場所に掛かる樹木の撤去(「別添6:工事条件書」および「別添7測量図面」を参照)		1
31	プレハブ設置土台の設置工事	「別添2:遠隔ICUプレハブ病棟等設置レイアウト図(設置前および設置後)」、「別添6:工事条件書」、「別添7測量図面」を参照		
31-1	設置土壌の整地	土壌のN値に応じた強度補強と平面化		1
31-2	基礎土台、土間コンクリート設置	プレハブ・コンテナの設置土台の設置工事を行う		1
32	既存施設との渡り廊下建築工事	患者及び医療スタッフのアクセスのための渡り廊下を建設する(「別添2:遠隔ICUプレハブ病棟等設置レイアウト図(設置前および設置後)」、「別添6:工事条件書」、「別添7測量図面」を参照)		
32-1	渡り廊下土台工事	渡り廊下の鉄柱を立てるコンクリート土台の設置工事(「別添2:遠隔ICUプレハブ病棟等設置レイアウト図(設置前および設置後)」、「別添6:工事条件書」、「別添7測量図面」を参照)		1
32-2	渡り廊下舗装工事	患者搬送用のストレッチャーが通行できる舗装路を既存施設患者搬送口からプレハブ患者入り口まで(「別添2:遠隔ICUプレハブ病棟等設置レイアウト図(設置前および設置後)」、「別添6:工事条件書」、「別添7測量図面」を参照)		1
32-3	渡り廊下支柱組立工事	渡り廊下支柱を渡り廊下土台の上の組立工事(受注プレハブ社組立手順書に準ずる)		1
32-4	渡り廊下屋根設置工事	渡り廊下屋根を組立てた支柱の上に設置工事(受注プレハブ社組立手順書に準ずる)		1
33	インフラの接続工事	電気・給水・排水の接続工事を行う 測量資料参照		
33-1	電気既存接続工事	3φ5W 380V ケーブルラック+カバー(100m)	既存電気室より分岐	1
33-2	給水既存接続工事	50A(PPR) 埋設配管(100m)	既設給水本管より分岐。	1
33-3	排水既存接続工事	100φHPVC(100m)埋設配管	汚水槽を設置し、ホップ圧送し既存下水管に接続	1
33-4	弱電設備既存接続工事	50φ配管x2(100m)	既存建屋より分岐。(LAN、火報移報用)	1
34	医療ガスの接続工事	「別添2:遠隔ICUプレハブ病棟等設置レイアウト図(設置前および設置後)」、「別添6:工事条件書」、「別添7測量図面」を参照		
34-1	酸素ガス配管接続工事	液体酸素タンクより医療ガスコンテナまでの酸素ガスの配管工事を行う		1
35	プレハブICU・コンテナ設置工事	「別添2:遠隔ICUプレハブ病棟等設置レイアウト図(設置前および設置後)」、「別添6:工事条件書」、「別添7測量図面」を参照	富士クオリティハウス・Sansei ノルメカエイシア・ピースノート	
35-1	プレハブユニットの設置・組立工事	土台の上にプレハブユニット(クレーン車による)設置・組立(受注プレハブ社組立手順書に準ずる)		1
35-2	コンテナの設置工事	コンテナ用の土台に(クレーン車による)設置		1
35-3	二次側電気配線工事	二次側電気配線工事、現場諸経、梱包及び運搬、諸作業等含む		1
35-4	簡易陰圧装置設置工事	機器搬入据付、ダクト工事(EAフレキシブルダクト250φ)、八差工事、差圧計取付、試運転調整(風量・室圧測定)、資材運搬交通作業1仕		1
35-5	給水接続工事	給水コンテナの給水接続部に給水管の接続とコンテナからプレハブ給水接続部への給水管及びRO水管接続		1

35-6	排水接続工事	給水コンテナ及びプレハブの排水接続部と排水管への接続工事		1
35-7	医療ガス配管接続工事	医療ガスコンテナよりプレハブICUベッドサイドICUカウンターへの接続		1

梱包条件書

1 マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

- (1) ケース・マーク（黒字）
（JICA Kenya Office）



（Mombasa, Kenya）
（インボイス番号）
C/No. （ケース番号/ケース数）

- (2) サイド・マーク（赤字）

英語： TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

- (3) CAUTION/CARE MARK (TOP MARK等)

運送途中で取扱注意が必要な場合は、関連マーク（FRAGILE, HANDLE WITH CARE, THIS WAY UP, CENTER OF GRAVITY等）を見やすい位置に貼付。危険物がある場合は、安全な梱包とし、危険物である旨マークを貼付すること。温度管理品がある場合は、温度管理品である旨マークを貼付すること。

- (4) 注意事項

- ① 輸送中での盗難防止のため、梱包ケースにはメーカー名やメーカーのマーク、MADE IN JAPANの標記等をつけないこと。
- ② 梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストに記載するケース番号と実際のケースに付けるケース番号・内容品は一致させること。
- ③ 梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳明細書の該当するアイテム番号を付すこと。

2 梱包条件

以下のとおりとすること。

ア 海上輸送・航空輸送の共通事項

- (1) 仕向地にて大型フォークリフト等がない場合を考慮し、一梱包の重量は単品を除きできるだけ500kgを超えないようにすること。
- (2) その上で、フォークリフトによる積卸しを想定して、梱包ケースには、滑材、すり材をつけること。
- (3) 各個の重量、容積を平均化し、梱包ケース内には緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。
- (4) 危険物は、国連で定められた輸送用容器（包装・梱包方法）で輸送すること。
- (5) 免税通関が完了するまで屋外の保税蔵置場に置かれることもあるため、中の資機材が雨水で濡れないよう必要に応じ防水処理を行い、結露による錆びを防ぐための乾燥剤の封入などの対応をすること。
- (6) 精密機械や有効期間があるもののような特別配慮を要する資機材については、メーカーと相談し、メーカーが機材の特性から本梱包条件書と異なる梱包方法を提案する場合は、それを採用すること。
- (7) 付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

イ 海上輸送梱包

- (1) 長期間の海上輸送に適した堅牢かつ取扱上便利な梱包であること。そのため、原則として、合板密閉梱包とする。梱包に使用する合板は、JAS規格の普通合板とすること。ただし、機材によっては嚴重梱包が必要な場合やパレット梱包、すかし梱包またはスチール梱包等が良い場合もあるので、メーカーと相談のうえ適切な梱包とすること。
- (2) 木材梱包とする場合は、次の条件によること。
 - ①原則としてJIS Z 1402以上の規格の木箱密閉梱包とする。
 - ②重量が500kg以上かつ長さ15m、幅5m、高さ5m以内の場合は、JIS Z 1403以上の規格の枠組箱密閉梱包。
 - ③仕向地により国連公表の国際基準（ISPM NO. 15）に基づき熱処理・燻蒸などの必要な処理を行った木材を使用すること。
 - ④熱処理・燻蒸証明書：必要／不要。
- (3) 必要に応じ、梱包ケースの側板の上下又は中間、及びふた板の両サイド又は中間に、胴棧を打ちつけること。
- (4) 梱包ケースは、必要に応じ、帯鋼、すみ金、かど金により補強すること。
- (5) 電気機器、精密機械、その他特別配慮を要する機材については、真空バリア梱包とすること。
- (6) コンテナによる輸送の場合、20フィートまたは40フィートコンテナの内法寸法に配

慮し、コンテナに納めたときに無駄の少ない大きさを各梱包ケースをまとめること。

- (7) FCLの場合は、その中の貨物は段ボール箱でもよい場合もあるが、LCLの場合は、合板密閉梱包又は木材梱包とすること。
- (8) 内陸輸送に当たって海上輸送用の梱包ケースを解体する場合に備え、各々のアイテムの包装をダブルカートン強化段ボール箱等内陸輸送に耐えられるものにしておくこと。

ウ 航空輸送梱包

- (1) 原則としてダブルカートン強化段ボール箱梱包とすること。
- (2) 原則として高さ160cm以内かつ長さ・幅・高さの合計が250cm以下とし、外装を含めた総重量は1個500kg以下とすること。
- (3) 航空会社は最大高さ3mまでの段積みを行うため、下段に積まれた貨物は、上段の貨物の自重に加え、航空機が運航中に受ける荷重(通常2G程度)も合わせて受けることになるので、十分な強度を持った段ボール(JIS Z 1506及びJIS Z 1516の規格を満たす複両面段ボールまたは複々両面段ボール)により、かつ JIS Z 1507の規格を満たす形状の箱とすること。上面には十分な強度を持たせ、かつ平坦な形状となるように梱包すること。
- (4) 高さ160cmを上回る場合、長さ・幅・高さの合計が250cmを上回る場合、または外装を含めた総重量が1個50kgを上回る場合は、海上輸送用梱包の条件に基づく合板密閉梱包又は木材梱包とすること。
- (5) 気圧の変化に耐えられるように梱包すること。
- (6) 危険物の場合は、ICAO、IATA等の規則に従うこと。
- (7) 温度管理品(冷蔵品、冷凍品)は、保冷剤やドライアイスなどを適切に利用すること。

以上

【船積渡し】

輸送条件書

1 業務内容

- (1) 仕向港までの輸送手配(仕向港から仕向地までの国内輸送(陸送)を含む)
- (2) 仕向国輸入通関時に必要な書類(領事査証、原産地証明等)の確認と取得手配
- (3) 輸出貿易管理令等にかかる取引審査・該非判定、米国再輸出規制にかかる該当品の有無の確認、及び、該当品がある場合の輸出許可取得手続き
- (4) 船積書類(B/L、インボイス、パッキングリスト等)の作成
- (5) 輸出通関手続き
- (6) 危険品がある場合の諸手続き
- (7) 温度管理品がある場合、輸送中(通関手続き中、内陸輸送中含む)の温度管理に留意すること。
- (8) 貨物海上保険付保

2 輸送条件

- (1) 船積港 日本国内の国際港(受注者の手配による)
- (2) 仕向港 ケニア国モンバサ港 Mombasa Port
- (3) 仕向地:
 - (宛名) Coast General Teaching & Referral Hospital
 - (住所) Kisauni Road, Mombasa, Kenya
- (4) 輸送対象機材: 全アイテム海上輸送
- (5) 業務の範囲
仕向地における荷卸しまで(仕向地でのデバンニング含む)
- (6) 安全かつ迅速な輸送
受注者は、仕向港に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。
海上輸送にあたっては、受注者は原則次の条件を満たす船舶を手配しなければならない。
 - (ア) 船齢は15歳以下
 - (イ) 国際船級協会連合(IACS)の正会員または準会員の船級を有していること
 - (ウ) 国際総トン数1000トン以上
- (7) 積替え条件
途中経由地での積替えは原則的に禁止する。ただし、輸送事情等やむを得ない理

由で積替えする場合は、認めることとするが、貨物海上保険料等の追加料が発生する場合には、受注者の負担とする。

(8) 発注者又は荷受人の責任と費用負担で行う事項

① 相手国における輸入通関手続き

受注者は荷受人の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。

(9) その他注意事項

機材に車両がある場合、内陸輸送中の自走は不可とする。指定倉庫受けから本船のエプロンまでの横持ちや RO/RO 船のランプウェイの昇り降り、トレーラへの昇り降りの際は運転可能とする。

3 貨物海上保険

発注者が締結している包括予定保険 Open Policy に基づき、発注者を被保険者、受注者を保険契約代行者として、発注者の特約条件による貨物海上保険を、以下の期間で付保すること。なお、船積完了から保険が適用される。

・海上輸送の場合 仕向港荷揚げ後 90 日

4 輸送書類

(1) 必要書類と部数

受注者は、以下の書類が発行され次第、発注者に速やかに提出すること。

提出書類名	海上輸送
① 海上輸送: Bill of Lading *	正 3 部、写 3 部
② Invoice **	正 6 部
③ Packing List	正 6 部
④ 保険証券/Marine Cargo Policy	正 2 部、写 1 部
⑤ 海上保険料請求書/Debit Note	正 2 部
⑥ 検量証明書***	正 1 部、写 5 部
⑦ 原産地証明書	正 1 部、写 5 部
⑧ 領事査証	必要に応じて
⑨ 梱包材熱処理証明書等****	必要に応じて
⑩ 木材証明書	必要に応じて
⑪ 輸送日程報告カード(予定)	正 1 部
⑫ 輸送日程報告カード(確定)	正 2 部、写 1 部
⑬ 輸送日程報告カード(到着)	正 1 部、写 2 部
⑭ 輸出許可通知書	正 3 部

* B/L は荷受人宛の船積港/出発地空港から仕向地までの一貫した輸送責任を有する Combined Transport (Multimodale) B/L であり、運賃払込済み無故障船荷証券 Clean B/L とする。

** 書式は受注者のものを使用すること。荷受人宛として受注者署名入りとすること。

***海上輸送の場合、日本海事検定協会あるいは新日本検定協会による検量を行い、検量証明書を提出すること。

**** 経由地で必要な場合は取り付けること。

(2) 船積書類記載事項

(Consignee) JICA Kenya Office

BRITAM Tower, 22nd & 23rd, Hospital Road, Nairobi, KENYA

P.O.Box 50572-00200, Nairobi, KENYA

TEL: 254-20-2775000

(Notify Party)

① Same as consignee

② Coast General Teaching & Referral Hospital

Kisauni Road, Mombasa, Kenya

(Shipper) 受注者とする。ただし、on behalf of JICA と追記すること。

(その他)

以下の文言を記入すること。

“The above mentioned equipment is to be donated under Technical Cooperation by the Government of Japan.”

5. その他留意事項

- ケニア政府が船積前適合検査の対象として設定している機材・設備・物品を輸出する場合、検査会社等を通じて船積前適合検査を行う必要がある。

上記検査にかかる必要経費については、応札額に含めること。

- 船積前適合検査の完了後に発行される Certificate of Conformity はケニア国モンバサでの輸入通関手続きに輸送書類と共に提出する必要があるため、速やかに発注者に提出すること。

以上

工事条件書

1. 概要

- ① 工事名: ケニア国コースト・ジェネラル・教育・レファレンス病院 遠隔ICUプレハブ病棟等設置に伴う土木・建設工事および技師派遣
- ② 工事場所: Coast General Teaching & Referral Hospital
住所: Kisauni Road, Mombasa, Kenya



遠隔ICUプレハブ病棟等の設置現場の写真

②工事概要:

1) 土木・建設工事

- 障害物の撤去
- 整地
- 設置土台の建設
- 配管等付帯インフラ施設(電気・給排水・医療ガス・インターネット環境整備等)の基礎工事

2) 技師派遣業務

- 機材・設備・物品の設置・配管等付帯インフラ施設(電気・給排水・医療ガス・インターネット環境整備等)との接続、
- 動作確認
- メンテナンス研修、

*機材・設備・物品(遠隔ICUプレハブ病棟、20ftコンテナ3台、設置土台、渡廊下)は本件受注者が工事場所まで輸送。

③ 予定工期:

(土木・建設工事)2021年 11月 ~ 2022年 2月中旬

(技師派遣業務)2021年 2月中旬 ~ 2022年 3月中旬

④ 設計図書:「配布資料3:測量図面」を参照

⑤ 工法 : コンクリート土台形成(「配布資料3:測量図面」を参照)

⑥ 備考 : 施工条件・インフラ要件等については「別添1:機材仕様明細書」および「配布資料3:測量図面」に記載。

2. 工事内容:

① 事前の現場確認・工事計画書の作成:

本件受注会社は事前にプレハブ・コンテナ技師²を現地に派遣し、現地工事請負業者とプレハブ・コンテナの設置現場を確認し、測量図面を基に工事計画書を作成する。

② 工事計画書にかかるJICAケニア事務所への説明、承諾取り付け

③ 工事計画書にかかるコースト・ジェネラル・教育・レファレンス病院(以下コースト・ジェネラル病院)への説明、承認の取り付け:

工事計画書をコースト・ジェネラル病院に提出した上で、JICAケニア事務所とともに、プレハブ・コンテナ技師が工事計画書について説明し、本工事にかかる承認を取り付ける。なお、工事期間中の工事車両の出入り等の安全確保のために必要な措置について、協議すること。

④ モンバサ・カウンティへの建設許可取得:

病院によるモンバサ・カウンティへの建設許可申請に関し、現地工事請負業者は書類の作成等支援を行い、建設許可を取得する。

⑤ 障害物の撤去:

遠隔ICUプレハブ病棟および付帯設備・資機材(20ftコンテナ3台、設置土台、渡廊下)の設置場所にある樹木を伐採する。また、何らかの障害物があれば撤去し、ケニアの廃棄物処理法に従った廃棄処理を行う。

⑥ 設置場所の整地:

遠隔ICUプレハブ病棟および付帯設備・資機材(20ftコンテナ3台、設置土台、渡廊下)の設置に伴い、平坦面を確保すること等必要条件を整えるよう、整地する。

⑦ 設置土台の建設:

整地後、遠隔ICUプレハブ病棟および付帯設備・資機材(20ftコンテナ3台、設置土台、渡廊下)の安全な設置に求められる設置土台の建設工事を行い、遠隔ICUプレハブ病棟および付帯設備・資機材がモンバサ港に到着する一か月前には完成し、病院とともに確認を行う(「配布資料3:測量図面」を参照)。

⑧ 配管等付帯インフラ施設(電気・給排水・医療ガス)基礎工事:

² プレハブ・コンテナ技師はプレハブとコンテナ、両方の組み立てと設置に精通した上で、全体工程の管理・監督を行う。

電源盤(「配布資料3:測量図面」を参照)から受電・発電コンテナまでの配線工事を遠隔 ICUプレハブ病棟および付帯設備・資機材がモンバサ港に到着する前までに行う。同様に液体酸素ガス元配管からの医療ガスコンテナまでの延長配管工事を液体酸素ガス会社の支援の下行う。また、同様に病院の指定の給排水管より給水・排水コンテナまでの延長配管工を行う。また各接続部は事前に確認し、準備接続しておくこと。

⑨ 輸送・搬入用重機とコンテナ一時保管場所の手配:

遠隔ICUプレハブ病棟および付帯設備・資機材がモンバサ港に到着時に、通関後早急に設置できるよう、内陸輸送用のトラック、フォークリフト及びクレーンの事前手配を行う。また、輸送用のコンテナの一時保管場所が病院内に確保できない場合は、事前に一時保管場所を手配すること。なお、病院への搬入時に一般車両や患者の交通の安全を確保するための交通安全要員を必要に応じた複数名確保・配置すること。

⑩ 遠隔ICUプレハブ病棟および付帯設備・資機材の開梱・確認:

本件受注会社は事前に遠隔ICUプレハブ病棟および付帯設備・資機材の開梱・設置手順書を作成し、その手順書に従い開梱し、内容物にダメージが無いことを確認する。

⑪ 遠隔 ICU プレハブ病棟および付帯設備・資機材の設置工事:

プレハブ・コンテナ技師は事前に障害物の撤去、設置場所の整地、設置土台の建築、インフラ配線・配管工事等の適正な実施がされていることを確認した上で、現地工事請負業者の支援の下、開梱・設置手順書に従い、遠隔 ICU プレハブ病棟および付帯設備・資機材の設置工を行う。

⑫ 遠隔 ICU プレハブ病棟および付帯設備・資機材の組立工事:

プレハブ技術者³及びプレハブ・コンテナ技師は、建設会社の電気技術者や設備技術者等の支援の下、遠隔 ICU プレハブ病棟および付帯設備・資機材の組立を行う。

⑬ 渡廊下組立・設置工事:

プレハブ・コンテナ技師はコンテナとプレハブの設置後、建設会社の支援の下、渡廊下組立・設置工を行う。

⑭ 配管等付帯インフラ施設(電気・給排水・医療ガス・ネット環境整備等)との接続工事:

遠隔 ICU プレハブ病棟および付帯設備・資機材の設置後、プレハブ・コンテナ技師は、現地工事請負業者と医療ガス会社の支援の下、電源、医療酸素ガス、給排水配管接続工を行う。

⑮ 遠隔 ICU プレハブ病棟および付帯設備・資機材の動作確認:

プレハブ技術者及びプレハブ・コンテナ技師は、遠隔 ICU プレハブ病棟および付帯設備・資機材(電気、医療電気、AVR、非常用発電機、医療酸素ガス、圧縮空気、吸引機能、水道水給水、RO 水給水、排水、病室等陰圧環境、スタッフステーション等陽圧環境

³ プレハブ技術者はプレハブの組み立て、設置の技術に特化し、遠隔 ICU プレハブ棟の組み立て、設置に関し指導・監督を行う。

等)の動作確認を行う。

- ⑩ 遠隔 ICU プレハブ病棟および付帯設備・資機材の検収：
プレハブ技術者及びプレハブ・コンテナ技師は、建設会社と医療ガス会社の支援の下、病院の技術者に対してプレハブ・コンテナ検収を行い、仕様通りの機能や機材がそろっていることを病院長及び関連スタッフとともに確認する。
- ⑪ 遠隔 ICU プレハブ病棟および付帯設備・資機材のメンテナンス研修：
検収完了後、各設備機器の操作方法と保守方法の指導を実施し、病院技術者が支障なく運用できる様に研修を行う。
- ⑫ 遠隔 ICU プレハブ病棟および付帯設備・資機材引渡し：
検収およびメンテナンス研修の完了後、支障が無ければ本契約で設置した供与機材全ての引き渡しを行う。
(日本から派遣技術者の業務内容は別紙参照。)

3. 現地工事請負業者及び日本からの技師の条件

- ① 現地工事請負業者の資格・認証
現地工事請負業者はケニアにおける建設及び土木工事の認可された企業であること。
また、業務実績として5年以上の類似業務の実績があること。
かつ以下の建築資格もしくは同等を有する技術者が在籍すること。
土木施工管理技士・建築施工管理技士・電気工事施工管理技士・管工事施工管理技士
- ② 日本からの技師の資格・認証
プレハブ技術者及びプレハブ・コンテナ技師は、メーカー所属のプレハブ組立・設置、コンテナ設置専門の技師であること。医療設備機材技師は、医療設備機材の据付の実務経験があれば、メーカー所属でなくても構わない。

4 想定工事工程

- ① 工事計画書の策定(事前準備1):
測量図に基づいた本件受注会社による工事計画書案策定 10日間
- ② 工事計画書の説明、承認取り付け(事前準備2):
JICAケニア事務所への説明及び病院への説明承認、承認取付け 10日間
- ③ 障害物の撤去、整地工事(事前工事1):
樹木の伐採、障害となる石類の撤去、整地工事 10日間
- ④ 設置土台の建築(事前工事2):
測量図面および実測に基づく設置土台の設置 10日間
- ⑤ 配管等付帯インフラ施設基礎工事(事前工事3):(障害物撤去後に同時並行)
現地工事請負業者の実測に基づく基礎工事 15日間
- ⑥ プレハブ・コンテナ搬入準備・開梱・設置工事(設置工事1)

各種重機を使用して効率的な工事の実施 5日間

- ⑦ プレハブ・コンテナ組立・確認工事(設置工事 2):
日本からの派遣技師と現地の電気・配管技師の協力による作業 5日間
- ⑧ 遠隔 ICU プレハブ病棟および付帯設備・資機材検収及び・メンテナンス研修
病院技術者による検収とオペレーション・メンテトレーニング 3日間
- ⑨ 遠隔 ICU プレハブ病棟および付帯設備・資機材引き渡し(設置工事 3):
病院長及びICU医師等への引き渡し 1日間
(想定事前準備期間20日間、事前工事期間20日間、設置工事14日間)

⑩ 日本からの想定派遣人数、工数まとめ:

4名、合計65人日

<内訳>

第1回目工事確認調査・事前工事指示

1) プレハブ・コンテナ技師(ワクチン接種後) 10日間

第2回目プレハブ・コンテナ設置工事、機材据付

1) プレハブ・コンテナ技師(ワクチン接種後) 21日間

2) プレハブ技術師(ワクチン接種後) 12日間

3) 医療設備機材技師(ワクチン接種後) 12日間

4) 輸送・設置技術者(ワクチン接種後) 10日間

5 スケジュール(案)

① 工事全体スケジュール(想定時期)

2021年10～11月事前準備 20日間

2021年11～12月事前工事 20日間

2022年1月～3月設置工事 14日

② 日本人技術者派遣詳細

第1回目確認調査・事前工事指示(プレハブ・コンテナ技師のみ)

日	業務内容
1	プレハブ・コンテナ技師 所属先所在地出発
2	ドバイ経由ナイロビ到着
3	現地工事請負業者との準備協議、JICAケニア事務所訪問、モンバサ移動
4	コースト・ジェネラル病院協議、プレハブ設置場所測量内容確認
5	障害物の撤去と土台建設及び渡廊下建設等の準備
6	インフラ、医療ガス接続工事準備確認
7	障害物の撤去と土台建設及び渡廊下建設等の工事内容確認
8	ナイロビに移動、現地工事請負業者との準備協議、JICAケニア事務所への報告

9	ナイロビ出発 ドバイ経由
10	技師所属先所在地到着

第2回目プレハブ・コンテナ設置工事

日	業 務 内 容
1	プレハブ・コンテナ技師 輸送・設置技術者 所属先所在地出発
2	ドバイ経由、ナイロビ到着
3	現地工事請負業者との準備協議、JICA事務所訪問、モンバサ移動
4	病院協議、プレハブ設置場所土台、渡廊下等建設状況確認、港陸揚げ立会い(税関立会い)
5	インフラ、医療ガス接続準備工事確認、内陸輸送手配
6	プレハブ・コンテナ搬入仮置き場確保、重機準備、盗難防止、
7	プレハブ・コンテナ搬入、プレハブ技術師と医療設備機材技師 所属先所在地出発
8	開梱・検収、プレハブ技術師と医療設備機材技師 ナイロビ到着、
9	プレハブ技術師と医療設備機材技師 モンバサに移動、輸送・設置技術者モンバサからナイロビに移動 ナイロビ出発
10	コンテナ設置・プレハブ開梱開始、医療設備機材設置開始、輸送・設置技術者ドバイ経由 技師所属先所在地到着
11~15	コンテナ機材開梱・プレハブ設置組立、接続工事 安全・品質試験
16	インフラ、医療ガス接続工事確認、動作検証
17	操作・保守指導、検収、プレハブ技術師と医療設備機材技師ナイロビへ移動
18	病院へ引き渡し、プレハブ技術師と医療設備機材技師ナイロビ出発 ドバイ経由、プレハブ・コンテナ技師ナイロビへ移動
19	JICA在外事務所への報告、プレハブ技術師と医療設備機材技師帰国
20	プレハブ・コンテナ技師 ナイロビ出発 ドバイ経由
21	技師所属先所在地到着

6 派遣技術者手続き:

- ① 受注者の責任において、航空便手配、ビザ取得、入国のための手続き、宿舍手配等を行う。必要に応じ、発注者は側面支援を行う。

ビザ取得: 要(ビザ種別: マルチプル、一次入国短期商用)

現地受入確認: 要(発注者が現地に連絡する)

- ② 受注者は、派遣国の安全情報、感染症情報等を確認し、派遣される技師に情報を提供するとともに、必要な措置を取る。発注者は、必要に応じ派遣国におけるJICA安全対策措置や国別生活情報等を受注者に提供する。
- ③ 受注者は、技師・派遣期間を決定次第、発注者に所定の様式にて連絡する。記載情

報の概要は次のとおり。

- ・派遣技師：氏名、連絡先等
 - ・所属先：緊急時連絡先等
- ・派遣日程：旅程、業務スケジュール等
 - ・宿泊先：ホテル名、電話番号等
- ・海外旅行保険：付保状況
- ・外務省海外旅行登録(「たびレジ」)：登録状況(英文版は除く)
 - ・国際協力キャリア総合情報サイトPARTNERWeb安全対策研修受講状況
 - ・別添資料：パスポートコピー、海外旅行保険証券コピー

7 派遣技術者に関する契約に含む費用と支払：

契約には以下の費用を含む。

- ・技師の旅費(航空賃、日本国内交通費、現地交通費、宿泊料等含む)
- ・技師の人件費
- ・技師のビザ等入国のために必要な経費
- ・技師の業務に必要な工具の運搬費用
- ・技師の業務に必要な現地で調達する部材・消耗品等の購入費
- ・その他必要な経費

技師派遣費用は、受注者が発注者に業務完了報告書を提出後、発注者の検査に合格したあとに支払われるものとし、前払は不可とする。

原則、請負契約のため、技師人数、派遣期間、旅費等が変動しても精算は行わない。

ただし新型コロナウイルスの感染状況下においては、技師派遣時期の流動性が高く変更契約の可能性が予見されるため、技師派遣に係る航空賃、旅費(日当、宿泊)、直接人件費、技術費に関する内訳明細を機材調達契約書に添付する附属書Ⅰの内訳明細書とは別に作成の上、提出すること。

8 土木・建設工事に関する契約に含む費用：

土木・建設工事にかかる現地工事請負業者への現地再委託費については、13,000,000円(定額)を計上してください。また、同費用の精算は証憑書類に基づく、実費精算とします。

9 安全対策措置等

- ① 受注者は、海外に派遣される技師の生命・身体等の安全優先を旨として、自己の責任と負担において、派遣する技師の勤務上の安全に配慮するとともに、仕向国及び技師の業務場所における治安、災害等に関する情報を継続的に収集し、必要な安全対策を講じて、派遣する技師の安全確保に努めなければならない。受注者は、治安状況の変化その他重要な情報を入手した場合は、発注者に報告しなければならない

- い。
- ② 発注者は、受注者が派遣する技師の安全確保上重要と思われる情報を入手した場合は、受注者に対し速やかに提供するものとする。
- ③ 受注者は、技師の身体及び財産の安全を確保するために危険地域からの退避その他の措置(以下「安全対策措置」という。)を実施する場合は、発注者と協議するものとする。ただし、非常の場合又は危険切迫の場合等において、安全対策措置の速やかな実施について発注者と協議する時間がないときは、協議を経ないで安全対策措置を実施することができる。その場合、事後速やかに発注者に報告しなければならない。
- ④ 受注者は、派遣する技師に対し、以下の安全対策措置を講じるものとする。
- 1) 技師について、以下の基準を満たす海外旅行保険を付保する。
 - ・死亡・後遺障害 3,000万円 (以上)
 - ・治療・救援費用 5,000万円 (以上)
 - 2) 業務を実施する国・地域への到着後、速やかに、滞在中の緊急連絡網を作成し、発注者の在外事務所等に提出する。なお、技師が3か月以上現地に滞在する場合は、併せて、在留届を在外公館に提出させる。
 - 3) 業務を実施する国・地域への渡航前に、外務省が邦人向けに提供している海外旅行登録「たびレジ」に、技師の渡航情報を登録する。
 - 4) 現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト(国際協力キャリア総合情報サイト PARTNER)上で提供する安全対策研修(Web版)を派遣する技師に受講させる。ただし、提供されている研修素材の言語を理解できない技師については、この限りではない。
 - 5) 現地への渡航に先立ち発注者が提供する JICA 安全対策措置(渡航措置及び行動規範)を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、発注者より、同措置の改訂の連絡があった場合は、速やかに業務従事者に周知し、改訂後の同措置の遵守を徹底する。
 - 6) 第2号及び第3号の規定は、日本国籍を持たない技師には適用しない。
- ⑤ 第1項の規定に拘らず、発注者は、受注者の要請があった場合又は緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、受注者と共同で又は受注者によって、技師に対し安全対策措置のための指示をおこなうことができるものとする。

以上

第3 技術提案書の作成要領

技術提案書の作成にあたっては、「第2 業務仕様書(案)」に明記されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、内容をよくご確認ください。

1. 技術提案書の構成と様式

技術提案書の構成は以下のとおりです。

技術提案書に係る様式のうち、参考様式については機構ウェブサイトからダウンロードできます。ただし、あくまで参考様式としますので、応札者独自の様式を用いて頂いても結構です

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

(1) 応札者の経験・能力等

1) 類似業務の経験

a) 類似業務の経験(一覧リスト)・・・・・・・・・・(参考:様式1(その1))

b) 類似業務の経験(個別)・・・・・・・・・・(参考:様式1(その2))

2) 資格・認証等・・・・・・・・・・(任意様式)

(2) 業務の実施方針等・・・・・・・・・・(任意様式)

1) 業務実施の基本方針(留意点)・方法

2) 業務実施体制(要員計画・バックアップ体制)

3) 業務実施スケジュール

(3) 業務従事者の経験・能力等

1) 業務従事者の推薦理由・・・・・・・・・・(任意様式)

2) 業務従事者の経験・能力等・・・・・・・・・・(参考:様式2(その1、2))

3) 特記すべき類似業務の経験・・・・・・・・・・(参考:様式2(その3))

2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項

本業務に係る技術提案書作成に際して留意頂くべき要件・事項について、以下のとおり整理します。

(1) 応札者の経験・能力等

自社が業務を受注した際に適切かつ円滑な業務が実施できることを証明するために参考となる、応札者の類似業務の経験、所有している資格等について、記載願います。

1) 類似業務の経験

類似業務とは、業務の分野、サービスの種類、業務規模などにおいて、蓄積された経験等が当該業務の実施に際して活用できる業務を指します。本件業務の類似経験としては、以下を想定しています。

- ・日本における医療施設としての品質を確保したプレハブ／コンテナの設計・製造・販売の実績
- ・海外貿易における物品の輸出・輸入に伴う運輸・通関・保管等の実績。
- ・一般建設工事およびそれに伴う配管等付帯インフラ施設（電気・上下水道・医療ガス・インターネット環境整備）の基礎工事の実績。

類似業務の実績を「様式1（その1）」に記載ください。原則として、過去10年程度の実績を対象とし、最大でも10件以内としてください。

また、業務実績の中から、当該業務に最も類似すると思われる実績（3件以内）を選び、その業務内容（事業内容、サービスの種類、業務規模等）や類似点を「様式1（その2）」に記載ください。特に、何が当該業務の実施に有用なのかが分かるように簡潔に記述してください。特に、評価する類似案件としては、医療施設建設並びに配管等付帯インフラ施設基礎工事に関する各種業務を想定しています。

2) 資格・認証等

以下の資格・認証を有している場合は、その証明書の写しを提出願います。

- 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）
- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定またはプラチナくるみん認定）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定）
- マネジメントに関する資格（ISO9001等）
- 個人情報保護に関する資格（プライバシーマーク等）
- 情報セキュリティに関する資格・認証（ISO27001/ISMS等）
- その他、本業務に関すると思われる以下のような資格・認証
 - 貿易業務の事業許可
 - 高度管理医療機器等販売資格
 - 建設もしくは土木工事の事業許可
 - 建設業法に求められる資格（監理技術者・主任技術者・施工管理技士・建設機械施工技士・土木施工管理技士・建築施工管理技士・電気工事施工管理技士・管工事施工管理技士）
 - 廃棄物処理業者として産業廃棄物収集運搬業事業、産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処理業に類する許可

(2) 業務の実施方針等

業務仕様書（案）に対する、応募者が提案する業務の基本方針、業務を実施す

るために用いようとしている方法や手法などについて記述してください。記述は、10ページ以内を目途としてください。

1) 業務実施の基本方針（留意点）・方法

業務仕様書（案）について内容を理解のうえ、本業務実施における基本方針及び業務実施方法につき提案願います。機材・設備・物品の調達・輸送・設置、並びに必要な土木・建設工事および技師派遣業務の目的及び内容等に基づき業務実施の重要なポイントを押さえて、具体的かつ現実的な方針を技術提案書で示してください。機材・設備・物品の製造地・調達地・出荷地については全て日本国内を想定していますが、輸出規制や現地でのメンテナンス等を考慮して現地もしくは第三国での製造・調達が適切と考えられるものについては、技術提案書で提案願います。

2) 業務実施体制（要員計画・バックアップ体制）

業務仕様書（案）に記載の業務全体を、どのような実施（管理）体制（直接業務に携わる業務従事者のみならず、組織として若しくは組織の外部のバックアップ体制を含む）、要員計画（業務に必要な業務従事者数、その構成、資格要件等）等で実施するのか、提案願います。上記の基本方針及び方法に見合った実施（管理）体制や要員計画をお示してください。

3) 業務実施スケジュール

業務実施にあたっての作業工程をフローチャート・作業工程計画書等で作成願います。機材・設備・物品の調達・輸送・設置、必要な土木・建設工事および技師派遣業務について、具体的なスケジュール案をご提示ください。なお、本件業務の緊急性に鑑みて、スケジュールの迅速化にかかる工夫を高く評価します。

(3) 業務総括者及び主な業務従事の経験・能力等

業務総括者及び主な業務従事者の方の経験・能力等（類似業務の経験、実務経験及び学位、資格等）について記述願います。

1) 業務総括者及び主な業務従事者の推薦理由

応募者が、業務従事者を推薦する理由を、400字以内で記載ください。

2) 業務総括者及び主な業務従事者の経験・能力等

以下の要領に従い、記載ください。

■「取得資格」は、担当業務に関連する取得資格について、その資格名、分野やレベル、取得年月日を記載するとともに、可能な限りその認定証の写しを添付してください。

■「学歴」は、最終学歴のみを記載ください。

■「外国語」は、英語の資格名を記載してください。また、保有する資格の種類、スコア、取得年を記載ください。なお、認定証（取得スコアを含む）の写しがない場合には評価の対象となりません。

- 「現職」は、現在の所属先の名称、所属先に採用された年月、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1～2行で簡潔に記載してください。また、所属先の確認を行うため、雇用保険については、確認（受理）通知年月日、被保険者番号、事業所番号、事業所名略称を記載してください。
- 「職歴」は、所属先を最近のものから時系列順に記載し、所属した主要会社・部・課名及び主な職務内容につき、簡潔に記載ください。
- 「業務従事等経験」は、現職の直前の所属先から新しい順に、所属先の名称、所属した期間、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1～2行で、簡潔に記載してください。
- 「担当業務」については、各々の業務に従事した際の担当業務を正確に示すようにしてください。
- 「研修実績等」については、担当業務に関連する研修歴を記載し、可能な限りその認定書等の写しを添付願います。
- 職歴、業務等従事経験が、「様式2（その1）」だけでは記載しきれない場合には、「様式2（その2）」に記入してください。

3) 特記すべき類似業務の経験

記載にあたっては、当該業務に類似すると考えられる業務経験の中から、業務総括者及び主な業務従事者の業務内容として最も適切と考えられるものを3件まで選択し、類似する内容が具体的に分かるように、「様式2（その3）」に業務の背景と全体業務概要、担当事項及び当該業務との関連性について記載ください。特に評価する類似案件としては、医療コンテナ設計・製造・建設にかかわる業務、建設土台建築工事、医療施設建設及びインフラ接続工事に関する各種支援業務とする。また、コンテナによる輸出・輸入に係る業務とする。

別紙：評価表（評価項目一覧表）

評価表（評価項目一覧表）

業務名称：ケニア国「アフリカ保健システム強化パートナーシッププロジェクトフェーズ2」向け
遠隔ICUプレハブ病棟等設置業務

評価項目	評価基準（視点）	配点
1. 応札者の経験・能力等		55
(1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ●類似経験は以下を想定している。 <ul style="list-style-type: none"> ・日本における医療施設としての品質を確保したプレハブ／コンテナの設計・製造・販売の実績。 ・海外貿易における物品の輸出・輸入に伴う運輸・通関・保管等の実績。 ・一般建設工事およびそれに伴う配管等付帯インフラ施設（電気・上下水道・医療ガス・インターネット環境整備）の基礎工事の実績。 ●類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関係性等に鑑み、総合的に評価する。 ●特に評価する類似案件としては、医療施設建設並びに配管等付帯インフラ施設基礎工事に関する各種業務とする。 ●概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 	40
(2) 資格・認証等	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の資格・認証を有している場合を高く評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」 ・次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」 ・若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」 ・マネジメントに関する資格（ISO9001等） ・個人情報保護に関する資格（プライバシーマーク等） ・情報セキュリティに関する資格・認証（ISO27001/ISMS等） ・貿易業務の事業許可を受けている企業であること。 ・高度管理医療機器等販売資格を有することが評価される。 ・建設もしくは土木工事の事業許可を受けている事業所であること。 ・基本的に建設業法に求められる以下の資格に類する技術者を有することが評価される。監理技術者・主任技術者・施工管理技士・建設機械施工技士・土木施工管理技士・建築施工管理技士・電気工事施工管理技士・管工事施工管理技士 ・廃棄物処理業者として産業廃棄物収集運搬業事業、産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処理業に類する許可を受けている事業所であることが評価される。 ・さらに次の資格に類する資格者を有することが評価される。特別管理産業廃棄物管理責任者・廃棄物処理施設技術管理者 ・その他、本業務に関すると思われる資格・認証 	15
2. 業務の実施方針等		105
(1) 業務実施の基本方針（留意点）・方法	<ul style="list-style-type: none"> ●遠隔ICUプレハブ病棟および付帯設備・資機材の調達・輸送・設置、並びに必要な土木・建設工事および技師派遣業務の目的及び内容等に基づき業務実施の重要なポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。 ●提案されている業務の方法については、具体的かつ現実的なものか（コンテナやプレハブ等の物品の調達・輸送方法や土木・建設工事および技師派遣業務の実施方法が、根拠に基づいた現実的なものか等）。 ●人命に係る医療施設として必要な品質を担保した遠隔ICUプレハブ病棟および付帯設備・資機材の設計・施工・供給の計画が示されているか。そのために国内において組立を行い機能・品質・安全の確認を行うことができるか。 	40

	<ul style="list-style-type: none"> ●遠隔ICUプレハブ病棟および付帯設備・資機材の設置後の動作確認およびメンテナンス研修が計画されているか。 ●その他本業務の実施に関連して評価すべき提案事項があるか。 	
(2) 業務実施体制、要員計画	<ul style="list-style-type: none"> ●提示された物品の調達・輸送、土木・建設工事、技師派遣業務の基本方針及び方法に見合った実施（管理）体制や要員計画が具体的かつ現実的に提案されているか、業務実施上重要な専門性が確保されているか。具体性のないあいまいな提案となっていないか。 ●要員計画が適切か（外部の人材に過度に依存していないか。主要な業務で外注が想定されていないか）。 	15
(3) 業務実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ●具体的かつ現実的なスケジュール案が提示されているか（コンテナやプレハブなど物品の調達・輸送スケジュールや土木・建設工事スケジュールが、根拠に基づいた現実的なものか等）。また、スケジュールの迅速化に関する工夫がなされているか。 	50
3. 業務総括者の経験・能力		40
(1) 業務総括		
1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ●類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、医療コンテナ設計・製造・建設にかかわる業務、建設土台建築工事、医療施設建設及びインフラ接続工事に関する各種支援業務とする。また、コンテナによる輸出・輸入に係る業務とする。 ●概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近の総括経験に対し高い評価を与える。 	20
2) その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> ●発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格、業務経験などがあるか。 ●その他、業務に関連する項目があれば評価する。 	3
(2) 業務総従事者		
1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ●類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、プレハブ建設工事、建設土台建築工事及びインフラ接続工事に関する各種支援業務とする。 ●概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近の類似業務従事経験に対し高い評価を与える。 	15
2) その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> ●発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格、業務経験などがあるか。 ●その他、業務に関連する項目があれば評価する。 	2

第4 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書（案）に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

(1) 経費の計上方法

下見積書のご提出時には「別紙：下見積書の別添積算様式」を添付し、以下の大費目ごとに経費を計上してください。

- ① 遠隔 ICU プレハブ病棟
- ② 20ft コンテナ（給水・排水コンテナ、受電・発電コンテナ、医療ガスコンテナ）
- ③ 医療設備（簡易陰圧装置など）
- ④ その他家具（姿見鏡、下駄箱など）
- ⑤ 土木・建設工事 ※価格競争対象外とし、定額計上する。
- ⑥ 技師派遣業務
- ⑦ 梱包・輸送費 ※価格競争対象外とし、定額計上する。

※上記業務実施に必要な直接人件費やマージンは上記項目にそれぞれを含めてください。

また、契約金額内訳書では、大項目下の中・小項目レベルの費目をご提出頂きますので、ご準備をお願い致します。

(2) 定額で計上する直接経費

以下の経費については、入札時点でその適切な見積もりが困難であることから、定額で入札金額に計上することにより、価格競争の対象としません。ただし、本経費については、業務完了時に証拠書類に基づき精算を行います。

- ① 土木・建設工事費：13,000,000 円
- ② 梱包・輸送費：18,500,000 円

また、契約期間中に、発注者および受注者の不可抗力による同経費の増額が必要となった場合には、発注者および受注者双方で協議し、同経費の増額にかかる契約変更を検討することとします。

(3) 入札金額

「第1. 入札手続き 12. 入札書（6）」のとおり、課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載願います。価格の競争はこの金額で行います。なお、入札金額の全体に100

分の10に相当する額を加算した額が最終的な契約金額となります。

2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

- (1) 業務の完了や成果物等の検査の結果合格した場合、発注者は受注者からの請求に基づき、契約書に定められた額を支払う。
- (2) 前払いを可とします。前払いの請求金額は、契約金額総額から梱包輸送費及び工事条件書に明記される業務経費を除いた金額の40%を上限とします。その場合は、前払い金額分の銀行保証を提出してください。
- (3) 工場出荷前検査報告書、輸送書類提出および Certificate of Conformity の提出を条件として、第一回部分払いを可とします。第一回部分払いの請求金額は、契約金額総額から工事条件書に明記される業務経費を除いた金額の70%を上限とします。
- (4) 基礎工事完了報告書の提出を条件に、土木・建設工事にかかる現地再委託費の該当経費について、第二回部分払いを可とします。部分払い請求額については、契約金額の範囲内において、証拠書類に基づいて実費精算します。
- (3) 業務完了届に基づいた検査合格通知発行後に、受注者は速やかに経費精算報告書（証憑書類の提出を含む）を発注者に提出してください。その後、発注者は精算報告書ならびに証拠書類を検査し、検査結果及び精算金額を通知します。受注者は同通知に基づき、請求書を発行してください。

3. その他留意事項

- (1) 精算手続きに必要な「証拠書類」とは、「その取引の正当性を立証するに足りる書類」を示し、領収書又はそれに代わるものです。証拠書類には、①日付、②宛名（支払者）、③領収書発行者（支払先）、④受領印又は受領者サイン、⑤支出内容が明記されていなければなりません。
- (2) 受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

別紙：下見積書の別添積算様式

下見積書の別添積算様式

大項目	大項目に含まれる中・小項目〔構成番号〕(参照機材仕様書明細書番号)	金額(円)	
遠隔ICUプレハブ病棟	「別添1:機材仕様明細書」のうち「総則構成およびプレハブ仕様(1)-(13)」に列挙されている機材・物品〔[2-0]～[2-10]〕。		
20ftコンテナ	「別添1:機材仕様明細書」のうち「コンテナ総則および仕様(1)-(5)」に列挙されている機材・物品〔[6-1]、[6-2]、[6-3]〕。		
医療設備	「別添1:機材仕様明細書」のうち「医療設備の仕様書」に列挙されている機材・物品。		
その他家具	「別添1:機材仕様明細書」のうち「その他家具」に列挙されている機材・物品。		
土木・建設工事	「別添4:工事条件書」に列挙されている土木・建設工事	13,000,000	定額計上
技師派遣業務	「別添4:工事条件書」に列挙されている技師派遣業務		
輸送・梱包費	・陸送、海上輸送・梱包費	18,500,000	定額計上
合計			X 円

※「別添1:機材仕様明細書」に記載の仕様の変更や、記載されていない品目の追加がある場合は、技術提案書でご提案頂くとともに、本下見積でその経費を計上してください。

※選定結果公示後、落札者には契約金額内訳書をご提出頂く際に、大項目の下の中・小項目レベルの費目をご提出頂きますので、ご準備をお願い致します。

第5 契約書（案）

業務委託契約書

1. 業務名称 ケニア国「アフリカ保健システム強化パートナーシッププロジェクトフェーズ2」向け遠隔ICUプレハブ病棟等設置業務
2. 契約金額 金00,000,000円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 0,000,000円)
3. 履行期間 2021年8月13日から
2022年3月31日まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事 ●●●（以下「発注者」という。）と●●●● ●●●●● ●●●●●（以下「受注者」という。）とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総 則）

- 第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書 I「業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）に定義する業務を、善良な管理者の注意義務をもって誠実に履行し、発注者は受注者に対しその対価を支払うものとする。
- 2 受注者は、本契約書及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、業務を実施するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるものとする。
 - 3 頭書の「契約金額」に記載の「消費税及び地方消費税」（以下「消費税等」という。）とは、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づくものである。
 - 4 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。

- 5 本契約の履行及び業務の実施(安全対策を含む。)に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第5条に定義する監督職員を経由して提出するものとする。
- 6 前項の書類は、第5条に規定する監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。
- 7 発注者は、本業務の委託に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。
- 8 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本契約を履行し、業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。

(業務計画書)

第2条 受注者は、本契約締結日から起算して10営業日(営業日とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日までの日をいう。以下、同じ。)以内に、業務仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託又は下請負の禁止)

第4条 受注者は、業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者が、前項ただし書の規定により業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の各号の条件が課されるものとする。

- (1)受注者は発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、また、受託者又は下請負人の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本契約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者が責任を負うものとする。
- (2)発注者は、受注者に対して、受託者又は下請負人の名称その他必要な事項の通知を求めることができる。
- (3)第18条第1項第8号イからトまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請負人としてはならない。

(監督職員)

第5条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構 人間開発部 新型コロナウイルス感染症対策協力推進室 副室長の職にある者を監督職員と定める。

2 監督職員は、本契約の履行及び業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限を有する。

(1) 第1条第5項に定める書類の受理

(2) 本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、承諾及び協議

(3) 本契約に基づく、業務工程の監理及び立会

3 前項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。

(1)指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権に係る方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。

(2)承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権に基づき了解することをいう。

(3)協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

(4)立会 監督職員又はその委任を受けたものが作業現場に出向き、業務仕様書に基づき業務が行われているかを確認することをいう。

4 第2項第2号の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録することとする。

5 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、第2項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。

6 発注者は、監督職員を通じて、受注者に対し、いつでも本契約の業務の履行状況の報告を求めることができる。

(業務責任者)

第6条 受注者は、本契約の履行に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。発注者の同意を得て、業務責任者を交代させたときも同様とする。

2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に、業務の実施についての総括管理を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。

3 業務責任者は、本契約に基づく受注者の行為に関し、受注者を代表する権限(ただし、契約金額の変更、作業項目の追加等業務内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭受領の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。)を有するものとする。

(業務内容の変更)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務内容の変更を求めることができる。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 第1項により業務内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。
- 4 第2項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

(一般的損害)

第8条 業務の実施において生じた損害(本契約で別に定める場合を除く。)については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき理由により生じた損害については、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第9条 業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して賠償を行わなければならない場合は、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前二項の場合において、その他業務の実施に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査)

第10条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。この場合において、発注者が認める場合は、受注者は、第14条に規定する経費確定(精算)報告書に代えて、附属書Ⅱ「契約金額内訳書」(以下「契約金額内訳書」という。)に規定する単価等に基づき確定した経費の内訳及び合計を業務完了届に記載することができる。

- 2 業務の完了前に、業務仕様書において可分な業務として規定される一部業務が完了

した場合は、受注者は、当該部分業務に係る業務完了届を提出することができる。発注者が受注者に対し、当該部分業務に係る業務完了届の提出を求めたときは、受注者は、遅滞なく業務完了届を提出しなければならない。

- 3 発注者は、前2項の業務完了届を受理したときは、その翌日から起算して10営業日以内に当該業務について確認検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

(債務不履行)

第11条 受注者の責に帰すべき理由により、受注者による本契約の履行が本契約の本旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注者は受注者に対して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せられない場合は、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(成果物等の取扱い)

第12条 受注者は、業務仕様書に成果物(以下「成果物」という。)が規定されている場合は、成果物を、業務仕様書に成果物が規定されていない場合は、業務実施報告書(以下「業務実施報告書」という。)を、第10条第1項及び第2項に規定する業務完了届に添付して提出することとし、第10条第3項に規定する検査を受けるものとする。

- 2 前項の場合において、第10条第3項に定める検査の結果、成果物及び業務実施報告書について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、第10条第3項の規定を準用する。
- 3 受注者は、業務仕様書に業務提出物(以下、「業務提出物」という。)が規定されている場合は、業務提出物を業務仕様書の規定(内容、形態、部数、期限等)に基づき提出し、監督職員の確認を得なければならない。
- 4 受注者が提出した成果物、業務実施報告書及び業務提出物(以下総称して「成果物等」という。)の所有権は、それぞれ第10条第3項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に、受注者から発注者に移転する。
- 5 受注者が提出した成果物等の著作権(著作権法第27条、第28条所定の権利を含む。)は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、それぞれ第10条第3項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に受注者から発注者に譲渡されたものとし、著作権が受注者から発注者に譲渡された部分の利用又は改変については、受注者は発注者に対して著作権者人格権を行使しないものとする。また、成果物等のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要

な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。

- 6 前項の規定は、第 11 条、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項の規定により本契約を解除した場合についても、これを準用する。

(成果物等の契約不適合)

第 13 条 発注者は、成果物等に業務仕様書との不一致その他契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)を発見したときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内にその旨を通知した場合に限り、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、契約金額の減額を請求し又はこれらに代え、若しくはこれらと併せて損害の賠償を請求することができる。

- 2 発注者は、成果物等に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 前二項において受注者が負うべき責任は、前条第 1 項及び第 2 項の検査の合格又は前条第 3 項の監督職員の確認をもって免れるものではない。

(経費の確定)

第 14 条 受注者は、履行期間末日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、経費確定(精算)報告書(以下「経費報告書」という。)を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。

- 2 受注者は、第 10 条第 2 項に定める可分な業務にかかる業務完了届を提出する場合は、当該業務完了届の提出日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、当該業務に係る経費報告書を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。
- 3 受注者は、契約金額内訳書のうち精算を必要とする費目についての精算を行うに当たっては、経費報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出しなければならない。
- 4 発注者は、第 1 項及び第 2 項の経費報告書及び前項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、契約金額の範囲内で発注者が支払うべき額(以下「確定金額」という。)として確定し、経費報告書を受理した日の翌日から起算して 30 日以内に、これを受注者に通知しなければならない。
- 5 前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。

(1) 業務の対価(報酬)

契約金額の範囲内において、定められた単価及び実績による。

(2) 直接経費

契約金額の範囲内において、領収書等の証拠書類に基づく実費精算による。ただし、日当・宿泊料、国内旅費(その他対象となる経費を記載。)については、契約金額内訳書に定められた単価及び実績による。

(支払)

第 15 条 受注者は、第 10 条第 3 項による検査に合格し、前条第 4 項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に確定金額の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に支払を行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受理した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めたときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合は、当該請求書を返付した日から是正された支払請求を発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

(履行遅滞の場合における損害の賠償)

第 16 条 受注者の責に帰すべき理由により、履行期間内に業務を完成することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、成果物等の引渡しを請求することができる。

2 前項の損害賠償の額は、契約金額から既に引渡しを受けた成果物等に係る部分に相当する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)に規定する利率(以下「本利率」という。)で算出した額とする。

3 発注者の責に帰すべき理由により、発注者が第 15 条に従って支払義務を負う確定金額の支払が遅れた場合は、受注者は、当該確定金額のうち未受領の金額につき、遅延日数に応じ、本利率で算出した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(天災その他の不可抗力の扱い)

第 17 条 自然災害又は暴動、ストライキ等の人為的な事象であって、発注者、受注者双方の責に帰すべからざるもの(以下「不可抗力」という。)により、発注者、受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない、また、発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その後の必要な

措置について協議し定める。

- 2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は契約違反とはみなさない。

(発注者の解除権)

第 18 条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 受注者が第 20 条第 1 項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。
- (4) 第 23 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
- (5) 受注者に不正な行為があったとき、又は発注者の名誉ないし信用を傷つける行為をしたとき。
- (6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
- (7) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- (8) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道(ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。)があったとき。
 - イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年規程(総)第 25 号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。)であると認められるとき。
 - ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。
 - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。

- ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合(前項第 4 号の場合を除く。)は、受注者は発注者に対し契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。)の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

(発注者のその他の解除権)

- 第 19 条 発注者は、前条第 1 項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも 30 日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。
- 2 第 1 項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し、他に転用できない費用に契約業務を完成したとすれば収得しえたであろう利益を合算した金額とする。

(受注者の解除権)

- 第 20 条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第 2 項の規定を準用する。

(解除に伴う措置)

第 21 条 発注者は、本契約が解除された場合においては、業務の出来高部分のうち、検査に合格したものについては、引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来高部分に相応する発注済金額を支払わなければならない。

(調査・措置)

第 22 条 受注者が、第 18 条第 1 項各号又は第 23 条第 1 項各号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。

2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。

3 発注者は、第 18 条第 1 項各号又は第 23 条第 1 項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。

4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(重大な不正行為に係る違約金)

第 23 条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする)の 10 分の 2 に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

(1) 次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 198 条(贈賄)又は不正競争防止法(平成 5 年法律第 47 号)第 18 条(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。

イ 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的

ロ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的(本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。)

(2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)(以下、「独占禁止法」)第 3 条、第 6 条又は第 8 条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占

禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を受け、又は第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の業務の実施に関して独占禁止法第7条の2第18項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受注者又はその意を受けた関係者(受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人)が、本契約の業務の実施に関し、刑法第96条の6(公契約関係競売等妨害)、独占禁止法第89条第1項又は同法第90条1号及び2号に違反する行為を行い刑が確定したとき。
 - (5) 第1号、第2号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者(受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか)が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。
 - (6) 第14条に定める経費確定(精算)報告において受注者が故意又は重過失により虚偽の資料等を提出し、発注者に対して過大な請求を行ったことが認められたとき。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は契約金額の10分の2を下ることはない。
 - 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。
 - 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第18条第2項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
 - 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第1条第8項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して第1項から第3項までに規定する違約金及び賠償金を請求しないことができる。ただし、第2号に掲げる者のうち当該違反行為を知らずながら発注者への通報を怠ったものについては、この限りでない。
- (1) 第1項第1号又は第4号に該当する場合であって、その判決内容等において、違反行為への関与が認められない者

(2)第1項第5号に該当する場合であつて、違反行為があつたと認めた構成員が、当該違反行為に関与していないと認めた者

6 前項の適用を受けた構成員(以下「免責構成員」という。)がいる場合は、当該共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯して支払う義務を負うものとする。

7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

(賠償金等)

第24条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで本利率で算出した利息を付した額と、発注者が契約に従って支払うべき金額とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払を請求することができる。

2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者に対して、前項に基づき発注者が指定した期間を経過した日から遅延日数に応じ、本利率で算出した額の延滞金の支払を受注者に請求する。

(秘密の保持)

第25条 受注者(第4条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。)は、業務の実施上知り得た情報(以下「秘密情報」という。)を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。

(1)開示を受けた時に既に公知であつたもの

(2)開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの

(3)開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となつたもの

(4)開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの

(5)開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明するもの

(6)法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの

(7)第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があつたもの

2 受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。

3 受注者は、本契約の業務に従事する者(下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。)が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。

- 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
- 6 受注者は、本契約業務の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

(個人情報保護)

第 26 条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報(「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人個人情報保護法」という。)第 2 条第 5 項で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。)を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

(1) 業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

イ 保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。

ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。

(2) 業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある独立行政法人個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。

(3) 保有個人情報の管理責任者を定めること。

(4) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受注者は、発注者が定める個人情報保護に関する実施細則(平成17年細則(総)第11号)を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。

(5) 発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。

(6) 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。

(7) 受注者は、本契約の業務実施の完了後、速やかに保有個人情報の使用を中止し、

保有個人情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる保有個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
- 3 第1項第1号及び第6号並びに前項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

(情報セキュリティ)

第27条 受注者は、発注者が定める情報セキュリティ管理規程(平成29年規程(情)第14号)及び情報セキュリティ管理細則(平成29年細則(情)第11号)を準用し、当該規定及び細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

(安全対策)

第28条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるものとする。

(業務災害補償等)

第29条 受注者は、自己の責任と判断において業務を遂行し、受注者の業務従事者等の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

(海外での安全対策)

第30条 業務仕様書において海外での業務が規定されている場合、受注者は、第28条及び前条の規定を踏まえ、少なくとも以下の安全対策を講じるものとする。

- (1) 業務従事者等について、以下の基準を満たす海外旅行保険を付保する。ただし、業務従事者等の派遣事務(航空券及び日当・宿泊料の支給)を発注者が実施する場合であって、発注者が海外旅行保険を付保するときは、この限りではない。

- ・死亡・後遺障害 3,000万円(以上)

- ・治療・救援費用 5,000万円(以上)

- (2) 業務を実施する国・地域への到着後、速やかに滞在中の緊急連絡網を作成し、前号の付保内容と併せ、発注者の在外事務所等に提出する。なお、業務従事者等が3カ

月以上現地に滞在する場合は、併せて在留届を当該国・地域の在外公館に提出させる。

- (3) 業務を実施する国・地域への渡航前に、外務省が邦人向けに提供している海外旅行登録システム「たびレジ」に、業務従事者等の渡航情報を登録する。
 - (4) 現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト(国際協力キャリア総合情報サイト PARTNER)上で提供する安全対策研修(Web 版)を業務従事者等に受講させる。ただし、提供されている研修素材の言語を理解できない者については、この限りではない。
 - (5) 現地への渡航に先立ち発注者が提供する JICA 安全対策措置(渡航措置及び行動規範)を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、発注者より、同措置の改訂の連絡があった場合は、速やかに業務従事者に周知し、改訂後の同措置の遵守を徹底する。
- 2 第 28 条及び前条の規定にかかわらず、海外での業務について、受注者の要請があった場合又は緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、発注者は、受注者と共同で又は受注者に代わって、受注者の業務従事者等に対し安全対策措置のための指示を行うことができるものとする。

(業務引継に関する留意事項)

第 31 条 本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本契約の業務が完了した場合には、受注者は発注者の求めによるところに従い、本契約の業務を発注者が継続して遂行できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

(契約の公表)

第 32 条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

- 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。
 - (1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること
 - (2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
 - (1) 前項第 1 号に規定する再就職者に係る情報(氏名、現在の役職、発注者における最終職名)
 - (2) 受注者の直近 3 ヶ年の財務諸表における発注者との間の取引高
 - (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
- 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法人等に該

当する場合は、受注者は、同基準第13章第7節の規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(準拠法)

第33条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第34条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、これを定める。

(合意管轄)

第35条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20●●年●●月●●日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 ○○ ○○

受注者

[附属書 I]

業 務 仕 様 書

1. 業務の背景

2. 業務実施上の留意点・条件

3. 業務の内容

4. 成果物・業務実施報告書・業務提出物

契約金額内訳書

【契約金額内訳書の作成方法】

「業務完了一括支払」ではない場合、契約金額内訳書を作成する必要があります。業務の内容と支払方法を勘案し、入札時点で想定される内訳の費目を記載してください。

内訳の費目については、契約書(案)第14条とも平仄を合わせ、以下を想定してください。

1. 業務の対価(報酬)

対価を設定する業務ごとに分け、それぞれの対価(同じ業務を複数回実施する場合は単価)を記載してください。

また、一定の業務を継続して実施する場合は、一定期間(例:1カ月)当たりの単価を記載してください。

2. 直接経費

領収証等の証拠書類に基づいた実費精算によるものは、直接経費の項目ごとに分け、それぞれの契約金額を記載してください。

日当や宿泊料など、契約単価と実績に基づき支払額を確定するものについては、項目ごとに分け、それぞれの単価と想定される数量を記載してください。

様式集

<参考様式>

1. 以下の様式を次ページ以降に添付します。
 - (1) 入札書
 - (2) 入札書（代理人ありの場合）
 - (3) 委任状
 - (4) 各種書類受領書

2. 以下の様式については、当機構ウェブサイト（URL は下記参照）よりダウンロード可能です。
 - (1) 入札手続に関する様式
 - ① 各種書類受領書
 - ② 競争参加資格確認申請書
 - ③ 委任状
 - ④ 入札書
 - ⑤ 共同企業体結成届（共同企業体の結成を希望する場合に使用）
 - ⑥ 質問書
 - ⑦ 辞退理由書

 - (2) 技術提案書作成に関する様式
 - ① 技術提案書表紙
 - ② 技術提案書参考様式（別の様式でも提出可）
 - ③ 辞退理由書

URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

なお、各様式のおもてには、以下の事項を記載してください。

- 宛先：独立行政法人国際協力機構 本部 契約担当役 理事
- 業務名称：ケニア国「アフリカ保健システム強化パートナーシッププロジェクトフェーズ2」向け遠隔 ICU プレハブ病棟等設置業務
- 調達管理番号：21a00439000000
- 公告日：2021年6月23日

入札書

20〇〇年 月 日

独立行政法人国際協力機構
本部契約担当役 理事 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名

印

件名：「(業務名称)」(調達管理番号△△△△△△△△)

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金												円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載のこと。契約金額は入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額となります。

-
- ※ 法人の名称又は商号並びに代表者名を明記し、押印して下さい。
 - ※ 代表者印を押印ください。ただし、社印でも有効とします。
 - ※ 調達管理番号△△△△△△△△は、入札説明書に記載されています。
 - ※ 再入札に限り、代表者が入札を行う場合は、代表者本人の個人印の押印により入札が可能です。ただし、身分証明できる書類を提示する必要があります。
 - ※ 代理人による入札の場合は様式 4-2 を使用してください。
 - ※ 一般競争入札（総合評価落札方式）において第1回目の入札書は（代理人が入札会に参加するときでも）、原則として本様式を使用してください。
 - ※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」もしくは「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

(様式 4-2 代理人による入札)

入 札 書

20〇〇年 月 日

独立行政法人国際協力機構
本部契約担当役 理事 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名
代理人

Ⓜ

件名：「(業務名称)」(調達管理番号△△△△△△△△)

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金											円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載のこと。契約金額は入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をとなります。

-
- ※ この様式を使用する場合には様式3の委任状が必要です。
 - ※ 代表者印もしくは社印に代えて代理人印を押印ください。
 - ※ 調達管理番号△△△△△△△△は、入札説明書に記載されています。
 - ※ 代表者による入札の場合は様式4-1を使用してください。
 - ※ 一般競争入札(総合評価落札方式)において第1回目の入札書は(代理人が入札会に参加するときでも)、原則としてこちらではなく代表者印もしくは社印による4-1の様式を使用してください。
 - ※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式(国内向け物品・役務等)」もしくは「様式 一般競争入札：総合評価落札方式(国内向け物品・役務等)」よりダウンロードできます。
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

(様式3)

委任状

年 月 日

独立行政法人国際協力機構
本部契約担当役 理事 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名 ㊟

私は、弊社社員 ㊟ を代理人と定め、下記の事項を委任します。

委任事項

「案件名： (調達管理番号)
について、 年 月 日 に行なわれる貴機構の入札会に関する一切の権限
以 上

-
- ※ 法人の名称又は商号並びに代表者名を明記し、押印してください。
 - ※ 代表者印を押印ください。ただし、社印でも有効とします。
 - ※ 受任者（代理人）の氏名及び押印が必要です。
 - ※ 「入札会に関する一切の権限」には、以下が含まれると認識しています。
 - ・ 入札会への立会及び入札会における入札執行者との質疑応答
 - ・ 入札書の作成と入札箱への投函（一般競争入札（総合評価落札方式）においては、入札書は事前に提出されているため、入札書の作成及び投函は「入札会に関する」事項には当てはまらず、本委任の対象外です。但し、再入札では、入札会において入札書を作成の上投函するため、本委任事項の対象となります。）
 - ※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」もしくは「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

各種書類受領書

(国内向け物品・役務の調達)

以下に記入のうえ2部作成し、書類とともにご提出ください(手書き可)。

※国契-〇〇-〇〇〇 もしくは 調達管理番号△△△△△△△△△△は入札説明書にいずれかが記載されていますので、どちらか一方を入れてください(2020年度以降は、調達管理番号のみになります)。

公告番号※			
業務名称			
貴社名			
ご担当者部署名		ご担当者名	
メールアドレス	@	電話番号	- -

提出書類(□にチェックを入れてください)

競争参加資格確認申請

【1】全案件に共通に必要な書類

競争参加資格確認申請書(所定の様式)

全省庁統一資格審査結果通知書(写)

資格確認結果通知返信用封筒(定形サイズ。所定料金の切手貼付)

共同企業体結成届及び共同企業体構成員の資格確認書類(共同企業体を結成する場合)

【2】入札/企画競争説明書に記載がある場合に必要書類

財務諸表(決算が確定した過去3会計年度分)

秘密情報の取扱いにかかる競争参加者の社内規則

競争参加者に係る親会社・子会社等の資本関係等に係る関係図

競争参加者の発行済株式の1%以上を保有する株主名、持株数、持株比率

競争参加者の取締役(監査等委員を含む。)の略歴

情報セキュリティに関する資格・認証等(取得している場合)

その他(書類名をご記入ください)

()

下見積書(正1部)

以下、調達方式に応じ、入札/企画競争説明書に記載されている場合

「最低価格落札方式」(原則として、競争参加資格確認申請書提出時)

類似業務実績一覧表

配置予定者の経歴書

その他の資格要件証明書類(写)(名称:)

「総合評価落札方式」(原則として、技術提案書提出時)

技術提案書(正1部、写部)

入札書(厳封1部)

技術審査結果通知返信用封筒(定形サイズ。所定料金の切手貼付)

「企画競争」(原則として、プロポーザル提出時)

プロポーザル(正1部、写部)

見積書(正1部、写1部)

評価結果通知返信用封筒(定形サイズ。所定料金の切手貼付)

機密保持誓約書

その他(書類名をご記入ください)

()

配布/貸与資料の受領(配布期間: / ~ /)

受領済み資料の返却

独立行政法人国際協力機構 調達部受領印

手続・締切日時一覧 (21a00439)

メール送付先	e_sanka@jica.go.jp
--------	--------------------

No.	入札説明書該当箇所	授受方法	提出期限、該当期間	メール件名	備考
1	業務内容説明会の参加申請	メール	2021年6月25日（金）15時～16時に開催。 1営業日前の正午までに申請。	【参加依頼】（調達管理番号）_（法人名） _業務内容説明会	-
2	資料交付の申請	メール	2021年6月30日（水）12時まで	【配布依頼】（調達管理番号）_（法人名）	資料の交付は、GIGAPOD経由。 機密保持誓約書の提出を含みます。
3	入札説明書に対する質問の提出	メール	2021年6月30日（水）12時まで	【質問】（調達管理番号）_（法人名）_入札説明書	-
4	質問に対する機構からの回答掲載	メール	2021年7月7日（水）16時以降	-	機構がHPに掲載。但し、質問がない場合は、掲載はありません。
5	競争参加資格申請書の提出	メール	2021年7月8日（木）12時まで	【提出】（調達管理番号）_（法人名）_競争参加申請書	メール本文に入札会のMicrosoft Teams会議招集で使用するメールアドレス、それが困難な場合には入札会で連絡可能な電話番号を記載ください。
6	競争参加資格確認結果の通知	メール	2021年7月9日（金）12時まで	-	機構から通知します。
7	技術提案書および下見積書のGIGAPOD提出フォルダ作成依頼	メール	2021年7月13日（火）12時まで	【作成依頼】技術提案書・下見積書・入札書提出用フォルダ_（調達管理番号）_（法人名）	-
8	技術提案書および下見積書の提出	GIGAPOD	2021年7月14日（水）12時まで	-	電子提出方法のご案内のとおりです。 パスワードなしでGIGAPODに格納。
9	技術提案書および下見積書の格納完了の連絡	メール	同上	【格納完了】（調達管理番号）_（法人名） _技術提案書・下見積書	-
10	技術提案書の審査結果の通知	メール	2021年7月16日（金）12時まで	-	機構から通知します。
11	入札書の提出	メール	入札会の前営業日12時まで	【提出】（調達管理番号）_（法人名）_入札書	電子提出方法のご案内のとおりです。 パスワード付きでメール送付。
12	入札執行（入札会）の日時及び場所等	Teams/電話	2021年7月29日（木）15時～	-	-
13	Microsoft Teams/電話の接続開始	Teams/電話	2021年7月29日（木）14時55分～15時00分	-	入札開始時間になってもMicrosoft Teamsに接続できない、電話会議希望者で機構から電話がない場合には機構に連絡ください。
14	入札書のパスワードの提出	メール	2021年7月29日（木）15時00分～15時10分	【PW】（調達管理番号）_（法人名）_入札書	入札会開始時間～10分間（時間厳守）となります。